

衆議院 農林水産委員会 會議録 第十一号

平成十二年四月二十日(木曜日)

午前九時三十一分開議

出席委員

委員長 松岡 利勝君

理事 金田 英行君 理事 岸本 光造君

理事 松下 忠洋君 理事 宮本 一三君

理事 小平 忠正君 理事 鉢呂 吉雄君

理事 宮地 正介君 理事 藤田 スミ君

理事 赤城 徳彦君 理事 麻生 太郎君

理事 稲葉 大和君 理事 今井 宏君

理事 今村 雅弘君 理事 大石 秀政君

理事 河井 克行君 理事 木村 太郎君

理事 熊谷 市雄君 理事 栗原 博久君

理事 塩谷 立君 理事 砂田 圭佑君

理事 園田 修光君 理事 野呂田芳成君

理事 藤本 孝雄君 理事 御法川英文君

理事 望月 義夫君 理事 矢上 雅義君

理事 谷津 義男君 理事 安住 淳君

理事 石橋 大吉君 理事 大石 正光君

理事 木幡 弘道君 理事 佐藤謙一郎君

理事 漆原 良夫君 理事 丸谷 佳織君

理事 中林よし子君 理事 井上 喜一君

理事 加藤 六月君 理事 一川 保夫君

理事 佐々木洋平君 理事 菊地 薫君

農林水産大臣 玉沢徳一郎君

農林水産政務次官 谷津 義男君

政府参考人 (厚生省生活衛生局長) 西本 至君

政府参考人 (農林水産省構造改善局長) 渡辺 好明君

政府参考人 (農林水産省畜産局長) 樋口 久俊君

政府参考人 (農林水産省食品流通局長) 福島啓史郎君

政府参考人 (食糧庁長官) 高木 賢君

農林水産委員会専門員

外山 文雄君

委員の異動

四月二十日

補欠選任

麻生 太郎君

砂田 圭佑君

大石 秀政君

今井 宏君

望月 義夫君

丸谷 佳織君

同日

補欠選任

北村 直人君

木部 佳昭君

麻生 太郎君

二田 孝治君

長内 順一君

同日

補欠選任

今井 宏君

大石 秀政君

砂田 圭佑君

望月 義夫君

丸谷 佳織君

同日

補欠選任

北村 直人君

木部 佳昭君

麻生 太郎君

二田 孝治君

長内 順一君

同日

補欠選任

今井 宏君

大石 秀政君

砂田 圭佑君

望月 義夫君

丸谷 佳織君

水産省構造改善局長渡辺好明君、農林水産省畜産局長樋口久俊君、農林水産省食品流通局長福島啓史郎君、食糧庁長官高木賢君及び厚生省生活衛生局長西本至君の出席を求め、説明を聴取いたしました。

○松岡委員長 御異議ありませんか。

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○松岡委員長 これより質疑に入ります。

○栗原(博)委員 農産物検査法の法案提出に際しまして、その策定に御努力されました玉沢大臣並びに農林省の皆様へ深く敬意を表する次第でございます。この件につきましましては、参議院でいろいろ審議されたようでございますので、かいつまんで御質問させていただきます。

この改正案は、行政改革の一環として、平成十一年四月の閣議決定を受けてこの法律案を見たところからでございますが、その改正点の要点について大臣からひとつお聞きしたいと思います。

○玉沢国務大臣 本日御審議いただきます農産物検査法改正案は、まず一つは、行政組織の改革、行政改革に基づきまして民間能力の積極的活用を図る、こういう趣旨でございます。平成十一年四月に閣議決定されました国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本計画に基づきまして、農産物検査におきましても、その実施主体を国から農林水産大臣の登録を受けた民間の検査機関に移行するとともに、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずるものであります。

具体的に申し上げますと、農産物検査の実施主体を、国から、一定の検査能力を有するものとして農林水産大臣が登録した民間の検査機関に改め

ること、また、登録検査機関の適正な業務運営を確保するため、農林水産大臣が、登録の取り消し、改善命令等の指導監督を行う仕組みを整備すること、さらには、国は、天災等の場合には臨時特例的に検査業務を実施し得ることとするともに、民間の検査体制が整うまでの一定期間におきまして、国が登録検査機関とともに検査業務を実施できるように経過措置を講ずることなどをその内容としておるものでございまして、改正案は平成十三年四月一日から施行する、こういうこととしておるところでございます。

○栗原(博)委員 今大臣の御説明を承りまして、これから行政改革といましようか、特にまた民間に可能な限りそういう任務を移譲するということは、時代の的を射たものだと思っております。現場におきまして、迅速に、高い技術能力によっての検査がされることをまず御期待したいと思っております。

次に、食品の検査あるいは食品の安全の面では厚生省が食品衛生法によって所管しておるようでありまして、また農林省は、食料品の品質などについて、今の農産物検査法でやはり検査を行うわけでありまして、つきましては、米の安全性の確保の面におきまして、ちょっとお聞きしたいと思っております。

と申しますのは、私も新潟県の鹿瀬町で、昨年度、実はカドミが検出されて、鹿瀬町というのは、水俣病の発生したところでありまして、その水俣病の発生した水口から近いところに深戸という部落があるのであります。ここは高台でありまして、阿賀野川の水とは関係ない地区なのであります。そこでカドミウムが検出された。食糧庁の機敏な調査によりましてそれらの発見がされて、新潟県に通知をし、またそれに基づいて

再検査をしたということです。最初は〇・四ppmのカドミウムが稲の穂から見つかった。その後、その収穫された玄米を調査したところ、約一・〇〇ppmのカドミウムが検出されたということでありです。

このようなことは一例と思いますが、食料、麦もそうでございますが、米の安全確保の面におきまして、厚生省と食糧庁が常に連携を保ってこれらの食料品の安全、我々農家は、いい、おいしい、安全な米を供給しますし、またそれをチェックする食糧庁並びに厚生省に対する期待もあるわけでありです。そういう中で、米を含む米穀の安全性の確保について、厚生省そして食糧庁からお聞きしたいと思います。

○西本政府参考人 お答えをいたします。

私も厚生省では食品衛生法という法律を所管しておりますが、この法律に基づきまして、各都道府県の衛生部局が実施をいたしました米の検査の結果、この法律の規格基準に違反した米が発見されました場合には、食糧庁に対して迅速に情報の提供を行うことになっております。また逆に、食糧庁さんが実施されました米の検査の結果、食品衛生法に違反した米が発見された場合には、食糧庁の方から私どもに対して情報が提供されているところでございます。

このように、これまでも相互に情報交換を密に行いながら米の安全確保に努めてきたところでございますが、今後とも、連携を密にして米の安全確保に努めてまいりたい、このように考えております。

○栗原(博)委員 今米が約七十万トン近く外国から輸入されてはおりますが、国内の米穀などの食料品の検査は万全で、食糧庁においては、約九千五百人の職員のうち、これらの検査で三千五百人、特に専従で千九百人おるとのことです。だけれども、昔に比べたらずっとこれは落ちているので、相当精度の高い技術で検査をしていただいていると思います。食品衛生法上は、全国で七千二百十一人ですか、食品監視員がおって、特に

今七十万トン近い米の輸入に対しては、その水際作戦といえましょうか、全国三十一の検疫所で食品監視員二百六十四名でその防衛体制に当たっているというふうに向つております。

そういう中で、やはり七十万トンの中にもいろいろ、不良米とか、目で見えたものと違つてまた品質の面での不良品もあると思うのですが、そういうことについて、食糧庁並びに厚生省におかれては、どのように外国からの輸入の米についてチェック、そしてまた、それに対して当然検査結果が出てくると思うのですが、その違反の件数とか数量、並びにそのものをどのように処理したかということをお聞きしたい。

あわせて、国別に、大体概略で結構ですが、どの国のものがそういう不良的なあるいは食品安全上問題があったかということについて、ひとつ手短かに御回答してください。

○高木政府参考人 平成十年度に輸入されました米について、事故品といえますが、適格でないものの数量は千九百九十九トンということでございまして、その主な要因は、水ぬれであるとか異臭を発生するというところでございます。

産地別に見ますと、玄米ではアメリカ産で七百四十七トン、精米では四百五十二トンですが、そのうちタイ産が二百三十三トン、ベトナム産が二百九十九トンということでございます。

こういう事故品につきましては、食用に供されないようにするというのが基本方針でございまして、食糧事務所の指導監督のもとで、被害の程度によりまして、輸入業者が、加工用、飼料用、工業用原料ということで、売り渡し先を特定の上処理をするということでございますが、一部使い物にならないものは廃棄をする、こういうことでございまして。

○西本政府参考人 平成十年の輸入米の検査では、八百五十七件のうち、約二・五％に当たる二十一一件が違反となっております。重量では約二十八万三千万トンの百八十四万トンでございます。それから、違反になりました米のうちで、一件

につきましては、これは九十五トンでございますが、工業用のりとして食用以外に転用されております。それから他の一件、五十五トン、これは輸出に積み戻し処分いたしました。残りの十九件、約三十四万トンにつきましては、すべて廃棄処分されたところでございます。

以上でございます。

○栗原(博)委員 ウルグアイ、ラウンドによつて、我々は外米の輸入を強いられておるわけでありまして、これはやはり食糧庁並びに厚生省の的確な、厳正な検査を実施していただきまして、国内に米穀に付いては、残留農薬あるいはまたそういったものがないように、徹底してひとつ検査業務に励んでいただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○松岡委員長 次に、大石正光君。

○大石(正)委員 民主党からこの食物検査法の質問をさせていただきますが、大臣、大変ごぶさたをしておりまして、時々はみ出るかもしれせんけれども、ひとつお許しをいただきたいと思ひます。

先ほど栗原さんから御質問がありましたけれども、この法律は参議院で先議をされてきたと伺っております。まことに申しわけありませんが、これの改正の必要性和問題点、どのようなものになつていくのか、簡単に結構ですが、再度お答えいただけないでしょうか。

○玉沢国務大臣 この改正案につきましては、やはり一つは、行政改革の趣旨を徹底する、こういうことがございまして、したがって、国の行政組織を減量し、効率化を図るといふ観点から、農産物検査におきましても、検査の主体を国から民間に移す、こういう点がポイントであると思ひます。

したがって、国が行つてきた検査業務を民間に移すという場合におきまして、いかにその公正中立的な検査が確保されるかという点がやはり十分検討されなければならぬところかと思ひわけ

でございます。国民の皆さんに安全で良質な食料をいかに確保していくか、こういう観点から、検査が極めて厳正、中立、公正に行われるということが大事なことではないかと考えるわけでございまして、こういう点を中心に論議がなされてきたという点でございます。

○大石(正)委員 そうしますと、今回の民営化の中で問題があるわけですが、今まで十分その役割を果たしてきたとの御認識でございましょうか。

○玉沢国務大臣 十分とは何をもって言うかあれでございますけれども、少なくとも、検査体制におきましては、非常に客観的、厳正、中立に行つてまいりまして、国民の皆さんの信頼も得られておる、こういうふうに評価しているところでございます。

○大石(正)委員 いろいろ農林省が提案をしております概要の中で、この検査法の流れというものがあるわけですが、明治初期から昭和初期、昭和中期と続き、昭和十五年ごろに現在の食糧管理法が出てきたわけでありまして、これによりまして、昭和十五年に農産物検査法というものが成立して、それが基本となつて今回の検査法が出てくるということが書類に書いてあるわけでございます。

そういうことを見ますと、言葉を変えますと、これは戦時法、緊急な措置法ということになるわけでありまして、その辺、食糧庁長官、どのようなものなのか、ちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○高木政府参考人 ただいま先生からお話がありましたように、最初は同業組合による県域単位での検査ということでございましたが、その後、都道府県の検査に移行するというところで、昭和九年に都道府県への移行が完了いたしました。

その後さらに、昭和十七年に食糧管理法、まさに戦争中の食糧の安定確保ということで食糧管理法ができましたけれども、その際に国営検査が開

これは、今御指摘のありましたように、国が全量買入れるというのを前提といたしまして、いわば国が買入れるものが適切なものであるかという観点から、いわゆる検収検査と申しますか、国が買うに当たって、適格性があるかどうかという観点から国営検査が始まったものでございます。その後、食糧管理法のもとで、農産物検査、幾つかの改正がございましたが、基本的には国営検査を維持してきたわけでございます。

しかし、食糧管理法も食糧法に改められまして、民間でのいわゆる自主流通米が制度として主体として位置づけられる、こういうふうに変化をしましてまいりました。検収検査という意味合いも変わってまいりました。検収検査と申します。

今回は、まさに行政改革の必要性で、民間ができるものは極力民間に移管する、委任する、任せるといふことで、この提案に至ったものでござい

ます。

○大石(正)委員 そうしますと、食糧管理法が根拠となつて、今回の法律がずっと今日まで来たというところであります。非常に戦時の大変なときに生まれた基本的なものでありますから、今日のように食料が余って大変なときに、現在の検査法というものが一体必要だったのかどうか、その辺はどのようにお考えでございませうか、食糧庁長官。

○高木政府参考人 先ほどもちょっと言葉足らずだったと思いますが、農産物検査が国営検査になったというのは、食糧管理法と軌を一にしておりませんが、根拠法規は農産物検査に関する法律が別にあつて、行っているものでございます。

現在の農産物検査法は、原型が昭和二十六年にできておりますけれども、その目的は、「農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長する」ということで、まさに取引当事者間で、要するに、現物を一つ一つ見ないで、いわば規格取引といえますか、規格に合致していれば物を見ないで取引できる、非常に取引の迅速化ができるというメリットと、それから生産者にとりまして

は、どういふものをつくれば高く評価されて高く売れるかという目安になる、こういう意味合いにおきまして農産物検査制度が確立され、今日に至つてきているということでございます。

○大石(正)委員 そうしますと、その役割は、公正中立で、全国の統一規格をもって今日まで来られたということでありまして、今回、民間に対するさまざまな新しいシステムの中で、この御趣旨にありまして、民間化というものをやるわけでありまして、今まで公正中立にやってきました、その必要性はもうなくなったのでしょうか。

○高木政府参考人 検査結果が取引当事者間の公平な取引に非常に重要な影響を及ぼすか、基礎的なものになりますので、やはり公正な検査というものは公平なる、円滑な取引に必要不可欠なものというふうにお考えでございませうか。

○大石(正)委員 今までやってきた役割は、統一規格と公正中立をもとにしてやってきた、それがこの検査法の一番の大きな柱であるというふうに私は認識しておりますが、そのとおりよろしいんでしょいか。

○高木政府参考人 まさに全国流通するものでありますから、全国統一の規格であるということがまず一つ。それから、それに基づいて判定が公正に行われるというところは、これまでも重要なポイントでありましたし、今後重要なポイントであるというふうに思います。

○大石(正)委員 そうしますと、その一番大事なものをとしまして、今回の民間化という問題の中で取り組んでいらっしゃるわけでありまして、公正中立を基本としてあくまで民間化をやっていくというときには、きちっとそれは柱として今までどおり変わりなくやっていかれる方針なんではないか。

○高木政府参考人 民間に移管されるということ、基本的な仕組みというのは確かに一部変わります、実施主体。しかし、それが公正に行われるように担保しなければいけない。そういう意味

で、民間にはまさに検査の実施業務を移管いたしますけれども、その移管された業務が公正、的確に行われるような担保措置というものが、この改正案におきまして、例えば業務規程をあらかじめ届け出て、不都合であればこの改正を命ずることができる規定とか、業務が仮に不都合であった場合には改善命令だとか業務停止命令、そういう措置ができるようにするとか、いろいろな公正、適正なる検査を担保するための措置を入れ込んだ上で民間移行ということを提案しているわけでございます。

○大石(正)委員 信頼性の確保ということを基本におやりになつていくことでありますが、今まで私も認識している部分は、検査員はできるだけ関係のない地域、信頼性が保てるように、人の関係のある地域をわざとずらして必ずやってこられた。それが信頼性につながつて、食糧庁がやっているという一つの大きな柱のもとでやってきたわけですね。

それが、今回、民間化の中で、信頼性を確保するという中で、お話によりまして、農協とか第三者機関を中心にして移管していくという方向で話を伺っておりますが、そのような方向で信頼性が保てるとお考えでございませうか。

○高木政府参考人 民間に検査実施業務を移管するという場合に、現実に民間として想定されるものは、多分農協が相当部分を占めるだろうと思ひます。もちろん、これは登録制度ということでございますから、一定の要件を備えればその他の法人でも、あるいはそのために協業体が法人成りをするというようなこともあり得るかと思ひます。しかし、現実問題としては農協が相当部分を占めるであろうという想定のもとに、この新たな制度を提案しているわけでございます。

今御指摘のように、農協は生産者が組織する事業体でありますし、組合員である生産者のために事業を行う、こういう性格のものでございませうから、それは一方に偏することになるのではないかと御懸念が呈されるのはある意味では当然のことかと思ひます。

ただ、同時に、組合は、農業者の利益のためにきちんと取引の相手方に信用を得なければならぬ、きちんとしたことをやらなければならぬ、そういう立場にもあるわけでございます。

この新しい検査法案におきましては、やはり登録検査機関ということで、検査を行う上では公正な検査が行われるような担保措置が必要だといふふうに考えておまして、さまざまなそのための措置を具体的に法文の中に盛り込んでございます。

まず、一番大きなものは、農産物検査員としての職員は、公正、誠実に検査業務を行わなければならないといふことを二十条二項にうたつてございます。

それから、研修を行うということで予定しておりますけれども、その中でもやはり、仮に不適正な検査を行った場合には、その所属する農協あるいはその産地全体に迷惑をかける、信頼を損なう結果になるんだといふことの周知徹底を図りたいと思つております。

それからまた、現実問題として、国は、検査をする人につきまして、農産物検査員の氏名を登録台帳に記載いたしまして公示をするということ、客観的に、だれが検査員であるかということ、を明らかにする。そして、本人さんには、登録台帳に記載されたということを証する書面、登録証とでもいいたしよるか、そういうものを本人に交付をいたしまして、自他ともに農産物検査員である、公正かつ誠実に職務を行うべき検査員であるといふことの認識を徹底させるように措置すること、にいたしております。

仮に農協職員が農産物検査員として不適正な検査をやつたという場合には、先ほども申し上げました、業務改善命令、つまり、業務改善の命令といたしましては、その検査員はもう検査には従事させてはいけないう命令を含みますけれども、業務改善命令を行う。そして、さらにそれに違反した場合には、業務の停止を命ずる。そし

て、さらにそれを聞かないというときには、いよいよ最終的な担保としては、役員、職員に対しての罰則の適用というのを考慮してございます。こういう仕組みを通じて、農協職員が仮に行つた場合にも公正な検査を実施させる、それから、農協の行う検査に対する信頼を確保する、こういう措置を新しい法案におきまして規定をしていくわけでございます。

○大石(正)委員 信頼性の確保に対して大変な御努力をされていることはよくわかるわけでありまして、実は、参議院の議案審議中に、いろいろ読み替えていただきました中で、要するに、公務員法という規制の中で、検査員は自分に直接の大変厳しい罰則が課せられるということを前提に置いてあるわけでありまして、今回、一般民間人の農協職員となりますと、そういう罰則規定がはつきりしないということ、私はその参議院での審議の中で読み替えていただいたわけでありまして、それが、石井議員の質問がまだ途中で、審議未了になつていくわけでありまして、それで降食糧庁として御検討されたのかどうか。

まずその点が一つ、もしそれだけの信頼を確保するならば、私も地元で農協の職員を見ておりまして、やはり各産地間競争が非常に激しい。例えば宮城県で見ても、県内の農協単位の問題もあるし、岩手県や、大田もよくわかりでしように、秋田県やさらには青森県、山形県と、それぞれ産地間競争が激しいわけでありまして。とすれば、今まで検査員がやっていたように、自分たちが担当している地域は検査をしないという基本のもとに、宮城県の職員が宮城県の米を検査せずに山形とか岩手とか、逆にずらすような、そういうような仕組みというものは考えられないんだらうか。今まででちとそこまでやってきていないが、民間に移すという形の中で、いとも簡単に、自分たちの生産する米は自分たちの組織する組合に任せる、そういう部分でおやりなのか、それとも、そこまで踏み込んでちと信頼性を確保することをおやられるのか、その辺、ちとと私に

も、わからないので、どのようにお考えか教えていただきたいと思ひます。

○高木政府参考人 参議院で石井委員からお尋ねのあった点につきましては、その後さらに私どもも精査をいたしまして頭の整理をいたしました。そのときにちと御説明が不十分だった点もございまして、改めて申し上げます。

まず、罰則のあり方につきましては、法務省、まさに刑事局などの政府内部において、ほかの法令の罰則との整合性にも十分留意をして御提案をしたものでございまして。

どういう考え方でやっているかといひますと、最近の立法例によりまして、つまり、検査関係の立法例ということでございまして、例えば、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律あるいはガス事業法というものがございまして、これは、安全のために検査を実施する、民間の人が検査を実施する、こういう法律でございまして、その民間の検査をやる検査員の人が不適正な検査を行った場合に、直ちに検査員に直接罰則を適用するというのではなくて、検査員の業務に従事する禁止などの業務改善命令を行う、それから、その検査員を含めましてその法人全体の業務を停止する業務停止命令を科する、そして、そういう上で、それを実行しない場合に最終的な担保措置として罰則を適用する、こういう考え方が最近における立法例でございまして。

JASについて直接の罰則があるという御指摘がございました。これは、昭和二十六年のJAS法ということでございまして、むしろ、その後の立法例では、今申し上げたような立法例が最近の傾向といひますか流れであるというふうに判断をいたしております。そういう流れの中で、農産物検査法につきましても、液化石油ガスあるいはガス事業法、こういったものの立法例に倣ひまして罰則を整理したわけでございます。

罰則の整理の考え方は、仮に検査員が不適正な検査あるいは表示を行った場合には、検査員の業務従事を禁止する内容の改善命令を出す、改善命

令によつても是正が図られない場合には、法人の業務の全体を停止する業務停止命令を出す、それでも言うことを聞かないという場合に、最終的な担保措置として、法人の役員あるいは職員、役員と職員両方とも得ますけれども、罰則、一年以下の懲役ないしは百万円以下の罰金ということ、最後のところで罰則を適用するという仕組みによりまして、検査員の公正かつ適正な業務実施を担保するというものでございまして。

重ねて申し上げますが、今のような考え方で、法務省など関係省庁と合意を見たものでございまして。

それから、検査のあり方として、産地競争とかそういう問題を起こさないかということがお話にございました。先ほど先生からも御指摘ありましたように、戦前の府県官検査というのは物差しが各機関で異なつておりました。そうしますと、全国流通のものとしてはこれがなかなかうまく流れない、必ずしも適正な流通にならない、こういうことでございまして、まさに今回提案してございまして、国が検査規格と検査方法を全国統一的に定めるといふ点に、新しい段階での意味があるというふうに思っております。

それから、地方公共団体ではなくて国が全国的に一定のレベルを確保するために、国としての業務改善命令とか立入調査あるいは検査をする、指導監督を行う。地方公共団体でなくて国が統一的に指導監督を行うという点におきまして、一段階、戦前とは異なつたものになつてきているというふうに考えております。

○大石(正)委員 何か今のお話ですと、ガス検査法と同じような仕組みで、法的には何も問題ない、それはそうだと思います。私も、実は三年数カ月ちょっと浪人をしております、実際に自分が中央で政策をやっているときと、現場に帰つてみてその違いを肌で非常に感じてまいりました。大臣は同じ東北であり、農家の考え方や意識というものは、法律とのずれというものを随分御認識でいらつしやると私は思ふわけでありまして。

現実、法律でこうだから、それぞれの民意が必要だという中で、私は、今のお話を聞いていれば、何も検査はそんな人がやらなくてもいいような感じ、ガス法でやる検査ならば機械検査で十分だと私は思ふのです。書類によりまして、これは機械検査もする、補助的にやるということでありまして、五年間でそれを調整するのであれば、私は、自動的に機械で検査して、等級なんかやめてしまつて、むしろ標準米とその他ということにしてやつた方がよほどむだを省いて民営化に役立つような感じがしてならない。

そしてまた、お話をしていると、法律的には確かもしれないけれども、農家の人たちが、この検査に対する意識と同時に、この検査が、今カントリーエレベーターや、一俵一俵のあの手間の中で一々袋を刺して、そして取つて、さらにまた、穴があいた部分をわざわざ紙を張つていふという手間を考えれば、五年間かけてやるのであれば機械検査で十分なものだと私は思ふ。そして、その食料も、そんなに厳しく検査しなくたって、今は安定して十分余っているわけでありまして、むしろ基本的な形をやつていけば十分じゃないかと私は思ふ。さらに、検査員が千九百人、臨時的にやられる、そういう形があれば、むしろ、検査員を今から指導してむだなお金をかけるよりも、今の検査員を第三者機関に移行するなり、逆に検査員を農協に出向させてその分をやりながら、やはり将来の機械検査に移行するためのむだを省いた形の行政改革をやつた方が、よほど合理的であり、透明感があり、正しいような感じがしてならない。

私の考えは、農家がある程度肌で感じてきてここに戻つてきて、今感じられているわけでありけれども、大臣はそんなような感じはお持ちになりませんでしょうか。

○玉沢国務大臣 どういうふうに公正中立なものを確保するかということが大事ではないかと思ひます。

例えば、かつての場合は、国が全量買い上げ

て、消費者にもそれを売る、こういう過程を経て、消費されていくわけですから、国の検査員が検査をするというシステムは非常に動きまわった、大事になっておりまして。しかし今度は、自主流通米等銘柄ごとに市場において判断されるという場合におきましては、やはり国の管理とは違う要素がここに加わったのではないかと。したがって、それぞれの銘柄米がこれほどいい米でよいというような形を、つまり証明をして、市場に出して、それが正当に評価されるということにおきまして値段がついていく、これは私は大事なことでないかと思ひます。

したがって、もしでたらめな検査等をやっておりますと、その産地は全くでたらめな表示でありますから、信用性というものがなくなってしまう、こういうことになるわけでございます。そこが、自製をしてよりよきものをちゃんと表示していくということにつなげていくのじゃないかと私は思ひます。

それで、今委員がおっしゃられましたように、宮城県の検査員を山形県にといった場合は、今度は、産地競争で相手側の方を低く評価するというようなことがあつたりしては、逆なことになるのではないかと考へるわけでございます。民間で検査をするといった場合は、民間の、市場で評価されるということも裏打ちとしてあるわけでありまして、やはりしっかりとした検査をしなければ信用が得られない、こういう面が今回の場合は大いにあるのではないかと考へておるところであります。

○大石(正)委員 確かに信頼性の確保というものは、何十年も食糧庁が努力をしてきたわけでありまして、検査員の努力をやはり評価をして、それが一つでは間に合はず、それは私は必要だと思ひます。だから、第三者機関でやるというのの一つの方法じゃないかと思ひ、今大臣がおっしゃった品質、それは、実際に検査法では基準を決める、一級、二級というのですか、一等、二等

というだけの話であつて、それ以上のものは、食味とかそういうものは、味というものは別なところで決まってくるものだと私は思ひてゐるのであります。

例えば、天然乾燥した米や無農薬米とか、我々に随分あります。その付加価値性は何れも米の検査であられる問題じゃない。米の検査は最低の基準を決めなければいけません。それ以上は皆さん、それぞれ農家なり個人的に一生懸命やっているだけであつて、等級の話とは別な話じゃないかと思ひます。

だから、まずどうやって統一規格をやつて、まず基本的なベースの信頼を保つということが一番であつて、それ以上の、米が流通でどのくらい高く売れるか売れないかは、それぞれ販売会社や農家の皆さんの生産の努力につなげていくと私は思ひます。

私ももの地域でも、やはり米の検査をせずに直接販売している農家があります。そして、その人たちは、自分たちが直接消費者とぶつかり合ひながらやっていると、メリットは多いけれども、逆にちょっとでも失敗すればデメリットがあるわけですね。そういう個人的な経営をやっている方が非常に多い。そういう人たちの初め、これからは農家が少しずつ、米だけじゃなくて、いろいろな産物、また畜産でも幅を広げて、それぞれ共同してやっていくという形になってくると、どうしても法人化という問題が生まれてくるわけですね。

それがこの検査の中でどういう影響を及ぼすのかという問題も、やはりそれなりに不安を持つてゐる農家があると思ひます。けれども、そういうものはどういふ影響があるのか、私はわからないので、関係があるのかないのか、その辺をちょっとお答えいただければと思ひます。法人化という、長官か、それとも構造改善局になるのですか。

○渡辺政府参考人 農業経営の法人化の問題は、基本法の二十二条の中にも位置づけをされてお

まして、これからは進めていかなければならないと思ひております。

法人化という場合、特に米などの場合ですと、土地利用型農業ですから、農業生産法人というところになります。農業生産法人は農地法の中に位置づけをされておられまして、農地法の第一条の「土地の農業上の効率的な利用を図る」というところから、農業生産法人制度というのが第二条にできているわけでございます。したがって、各種の要件がございまして、検査を受ける、受けられないというのは、農地法との関係においては関係がないというふうに思ひます。

ただ、法人経営は大きくなりますと、やはりみずから出荷をする品物について均一化を図るとか、何らかの形でそこに対して第三者から、公的といひますか、保証、グレードについてギランティをする必要がございまして、そういう点では、法人というのはやはり積極的に、検査といひますか、そういうグレーディングに参加をしていくというふうに自身は考へます。

○大石(正)委員 農家の皆さんもいろいろ努力をしてゐるわけでありまして、精米表示が平成十三年四月一日から変わるということが書類に出ておりました。これ以降、今までたしか六十キロ五十円ぐらいの手数料で検査をされてゐるようになってゐるわけでありまして、もし新しい仕組みになって検査をやつた場合、例えばカントリの検査とか、また一袋当たりにするのかどうか、それは別に、仕組みが随分変わってくると思ひます。

そうしますと、第三者機関でやつた場合に、今までの手数料が上がる傾向が生じるのだから、農家が実際今、とにかくいろいろな面で、農薬も含め全部上がつて大変苦しい。だけれども、一方、米の価格は下がりがきつであるという中で、減反が三割という我々宮城県で考えれば、三年に一年はただ働きという現実の中で、やはり何かもっと新しい方法を考へてやらなきゃならぬ。できるだけ農家の手取りが残るように、必要経費を

できるだけ減らしてやるといふのが我々政治家の役目であり、食糧庁の役目だと私は思ひます。ね。これが、もし流通がもっとも進んで米がもっと売れるようになれば、それはいいことかも知れません。しかし、そういう面では、手数料や経費等を含めたそういう歯と歯を擦る一体かけられるのか、それともかかるといふものがないのか。その辺、ちょっとお教えいただきたいのです。

○高木政府参考人 検査手数料の問題でございますけれども、民営化後におきましても検査業務の内容は基本的には現行と同様のものにならうかと思ひております。ただ、今先生もおっしゃいましたが、検査規格につきましてもこれから見直しをしていかなければならない、やはり必要最小限のものにして、関係者の御負担を軽くするということは必要なことだと思ひております。

ただ、これは生産者と流通業者の取引に及ぼす影響が大きいもので、やはりそこは関係者の意見を十分聞いて合意を見ながら、検査規格の見直しをしてまいりたいというふうに思ひております。したがって、検査業務が今より重くなるといひますか、複雑になるというところではございませぬので、検査コストが上がるという見通しはございませぬ。

それから、十三年四月一日から五カ年間で移行するということでございまして、この五年の間は国の検査と民間の検査が併存する形になります。国の手数料は、今お話がありましたように、米の場合一俵五十円というところでございまして、これを減らすつもりは持っておりません。したがって、移行期間中におきましては、国の検査料が民間の検査手数料も規定することになるといふふうに見えております。

それから、長期的に見ますと、これまでずっと、検査場所の集約とか、今お話がありましたように、カントリエレベーターにおける検査というところで、かなり合理化がされております。今後とも、当然、カントリエレベーターの流通合理化施設というものは、全国的にさらに推進を

していくべきものでありますし、それから、検査場所の集約化ということも全国的にやっていると、長い目で見て検査コストというのは低下の方向に向かうべきものというふうに考えております。

○大石(正)委員 わかりました。

ちょっと別な方向からお話をさせていただきたいと思ひます。実は、私は中国問題を長年ずっとやっています。そして、谷津政務次官もここにいらつしやいますけれども、中国研究会という、中国と日本の若手の政治家が交流して、二度とあゝ戦争を起ささないような平和をやろうということであるやうなことがありま

す。この一環で、日中食品流通委員会という日本と中国の流通の仕組みがありまして、私も当時、日本側の顧問としてしょっちゅう会議に出させて

いただいたわけでありまして。私もしばらく留守にしておりました。今は顧問ではないと思ひますけれども、そういう仕組みが今現在どのような仕組みになっているのか、流通局長、わかれば

ちょっと教えていただきたいと思ひます。

体的なプロジェクト等への取り組みが一時中断しているという状況と聞いております。

しかし、先ほど申し上げましたように、日中流通産業発展委員会を通じて民間交流に對しましては、特に中国の食料あるいは農業開発を進める上で、中国側から期待が非常に大きいわけござ

います。したがって、この委員会におきまして、中国側の体制整備の状況も踏まえながら、食品流通開発分野におきまますプロジェクトや条件整備など民間交流を推進していく方針でありまして、農林水産省としても、そうした委員会の活動

を行つていきたいというふうに考えております。

○大石(正)委員 中国は大変な穀物の生産市場でありまして、日本の何十倍という生産をしているわけでありまして。そして、その流通は、御存じの

ように、確かに合理的にやっている部分が非常に少ない、むだも結構多いという話をいろいろ聞いております。今現在、中国の穀物の生産量というのはどのぐらいのものなのでしょうか。

○福島政府参考人 約五億トン程度というふうに承っております。

う話も随分いろいろな方から聞いておりますけれども、そういう話は余り入っていないんですね、局長の方には。

現実、今、この食品流通でやっているのは冷凍食品を中心にやられてきたはずでありまして、中国の冷凍食品の市場は急激に広がつてきた、こ

う私は聞いております。そして、そういう顧客も、かなり高所得の方が冷凍食品を買っている。それを日本に輸出しているという部分もあるわけでありまして、実際に、米そのもので日本に

中国から輸出されている実績というのはどのくらいあるのでしょうか。

○高木政府参考人 中国からのミニマムアクセスの輸入数量は、平成十一年度におきまして、七

万六千五百トンというございまして、七の何%になるんですか、中国は。

○高木政府参考人 一・七%でございます。

○大石(正)委員 そうしますと、この輸入に對する検査というものは、どういふ検査をされて輸入を認められているのでしょうか。

○高木政府参考人 三段階に分かれておりまして、現地を荷を積み出すときにいわゆる積み地検査といふものをやります。それから、サンプルに

つきまして、空輸をしてみまして、それを検査いたします。それから今度は、現実に日本の港に着いたとき、これは、厚生省さんが食品衛生法に基づいて検査をするというございまして。

○大石(正)委員 それは、中国だけじゃなくて、アメリカや各地も一緒でございますね。

○高木政府参考人 これは各国共通でございます。

○大石(正)委員 としますと、実際に検査をする、厚生省担当がもしませんけれども、日本が、日本の米の検査をする部分と、実際に輸入米を検査するのと、どの違いがあるのでしょうか。

○高木政府参考人 農産物検査法に基づく検査は、内外、国産のものも、先ほど来お話があったようにやりますし、それから外国のものもやるわ

けでございます。これはいわば品位等の検査でございまして、今申し上げた三点は安全性という観点からのものでございます。ですから、外国産につきましましては、両方が行われるというござ

います。

「委員長退席、松下委員長代理着席」

○大石(正)委員 同じようなやり方でやっているわけですね。

先ほどの話に戻りますけれども、これからますます輸入量がふえざるを得ない、ウルグアイ・ラウンド、ガットの問題で出てくるわけですね。と

すると、これからの検査をする中で、要するに、それを別々にやられているんでしようけれども、統一しておやりになる考えというのはないんで

しょうか、一括で。

○高木政府参考人 まず、輸入量でございますが、これは、ガット・ウルグアイ・ラウンド合意で定められた輸入量を輸入するというものでありまして、それ以上に輸入するつもりは方針として持っております。それがまず前提でございます。

それから次に、検査の統一の問題でございますが、いわゆる農産物検査ということで、品位等がどうであるかという検査と、厚生省さんがメーンでやっております安全性の検査というものは、検査の内容といひますか目的と、やっている分析等にはいかならないと思ひます。ただ、それぞれやらなければいけないことはやらなければいけないというございまして、両方をやるというわけ

ですが、一つの行為で二つを兼ねるというわけにはいかならないと思ひます。

○大石(正)委員 基本的な検査は一緒だということでございますね。

それで、実際に、これからますます世界じゅうから食品が日本に入ってきます。日本の米は一定の季節ですけれども、世界じゅうで食料生産しているわけでありまして、それが入ってきたり小麦が入ってきたり、ますます日本の輸入量という

ございまして、相手方の中国側におきまして行政改革が進んでおりまして、中国側の体制の見直しが行進中であるというございまして、具

体的なプロジェクト等への取り組みが一時中断しているという状況と聞いております。

しかし、先ほど申し上げましたように、日中流通産業発展委員会を通じて民間交流に對しましては、特に中国の食料あるいは農業開発を進める上で、中国側から期待が非常に大きいわけござ

います。したがって、この委員会におきまして、中国側の体制整備の状況も踏まえながら、食品流通開発分野におきまますプロジェクトや条件整備など民間交流を推進していく方針でありまして、農林水産省としても、そうした委員会の活動

を行つていきたいというふうに考えております。

○大石(正)委員 中国は大変な穀物の生産市場でありまして、日本の何十倍という生産をしているわけでありまして。そして、その流通は、御存じの

ように、確かに合理的にやっている部分が非常に少ない、むだも結構多いという話をいろいろ聞いております。今現在、中国の穀物の生産量というのはどのぐらいのものなのでしょうか。

○福島政府参考人 約五億トン程度というふうに承っております。

○大石(正)委員 そのうち、穀物は小麦と米等いろいろあるのでしょうか、実は日本の米のかなり品質のいいものが満州や中国地方でいろいろ品種改良されて、指導されているという話を聞いておりますが、どういふような品種か、一体どの程度そういうものがされているのか、おわかり

でしょうか。

○福島政府参考人 詳しい話はちょっと資料を調べてみる必要があるわけでございますけれども、新しい品種といたしましては、日本からの米の品種を改良したのも栽培されているというふうに聞いております。

○大石(正)委員 余りお調べじゃないんですね。中国では、北海道のきらがかなり品種改良されているという話を私は聞いております。特に、満州地域は、北海道地域と非常に似ていて、日本のきらよりもいい品種のお米ができていたとい

のはふえてくるわけですね。そうしますと、その輸入に対応するためのシステムもさらに充実なきやならないし、また、諸外国に対して同じにしていかなければ、日本国内のチェックと外国から来るチェックを別にしたのでは国際問題になってくるわけで、そういう点では、国内の検査法という部分は簡素化しても、外国の検査法の部分というものは今までもおり検査員が検査をするのか、それとも厚生省にまわすきり預けてやるのか、そういう部分は整理されていらいしやるんでしょいか。

○高木政府参考人 食品衛生の問題は厚生省の所管でございますので、貨物の到着時に行うものは厚生省が行うということでございますが、食糧庁はそれにプラスして、現地で、積み降しの積み地検査というものと、船積み時に採取したサンプルにつきまして、安全性の検査をプラスしてやっているというところでございます。そのほか、品位等につきましては、国産のもの、外国産のものを問わず同じように検査をしているというところでございまして、いわばそれが積み重なった形で検査をしているというところでございます。

○谷津政務次官 ただいま大石先生、輸入がこれからだんだんふえてくるというおっしゃる方をしておるわけでありまうけれども、この点につきましては、WTOとの交渉がこれから始まるわけですね。そういう中で輸入の問題というのが議論されてくるわけですが、ふえてくるという前提のもとでの話は、私は間違っていると思います。これからそういう面でも、私どももしっかりとその辺の国益を守りながらやらなきゃならない点がありますものから、ひとつ誤解のないようにお願いいたします。

○大石(正)委員 いや、私の、ふえるというのは言葉が足りなかつたんです。米だけということじゃありません、食料がふえるということなんです。世界じゅうから食料輸入がますますふえてくるということで、米と限定したわけじゃないので、それは失礼いたしました。私は……(谷津政

務次官「それはすべてを含めてそういうことですよ」と呼ぶ)はい、わかりました。

ただ、検査法という部分の中からすれば、やはり、厚生省と農林省とが別々にやるということではなくて、民営化されて、合理化されるんだから、この際、検査は一括でやるべきだと私は思うんです。何十年も努力してきた検査員が千九百人もいて、その人たちをどんどん減らしていくわけですけれども、やはり厚生省と話をして、民営化をもっと合理的にやる必要性がある、これでは、ただ形を変えるだけで本当の民営化になっていないような感じが私はするんですけれども、大臣、そう思いませんか。

○玉沢国務大臣 もう一つの視点は行政改革という趣旨ですから、その面も評価して、民間に検査をゆだねる、こういうことでございます。したがって、問題は、やはり民間において公正中立な検査が実質的にどのように確保されるか。そういう場合におきまして、例えば食糧庁におきましては、全国の統一的な基準とか指導を徹底するということが大事だと私は思います。

○大石(正)委員 私、先ほど質問した中で、まだお答えいただけない部分がありますので、ちょっとお答えいただきたいと思います。実は、検査員がいかにやっていると、第三者機関、もちろん、皆さんがおっしゃるの、農協とかそういう機関をいろいろ指導をしていくということでありまうけれども、私は、その検査員を指導してむだな経費を使うよりも、逆に、今いる人たちの少しづつ減らしていく、できるだけ機械化、合理化をしていくという方向でやった方がむしろ行政改革に合っているのではないかと、私は先ほどそう質問いたしました。そして、その部分の過渡期は、結局一カ所に集めて合理的に検査をしていくという食糧庁長官の話でありますから、私はその部分で十分足りるのではないかと考えるんですけれども、その部分に対してまだお答えをいただけないんです。その辺はどういうふうにお考えでござ

いますか。

○高木政府参考人 農産物検査官につきましては、十一年度末で三千四百七十五人が任命されております。そのうち、約半数の千九百人が検査業務に専任に従事している人でございまして、これらの人につきましては、民営検査というところで移行いたしますと、完全に移行した暁には国が行う検査の実施業務がなくなりますので、その部分の削減というのは不可避ということになります。

ただ、一方で、先ほど来言っておりますが、民営検査の指導監督などの業務は必要でございまして、端的に申し上げますと、指導監督に必要な人以外の検査に専任に従事している人、これが削減可能な数ということに機械化になるわけでございます。ただ、現実的には、意に反して首にすることが免職にすることは国家公務員法上困難でございます。今先生からお話のありましたように、退職した後補充しないというように形で徐々に削減を図っていく、こういうことにならうかと思

います。

それから、全体の食糧事務所のあり方、定員につきましては、食糧事務所が本来やるべき米あるいは麦の需給、価格の安定の業務、こういったものを柱にいたしまして、そのほか、食糧事務所がやるべき業務というものの的確な推進ということも考慮に入れますと、これから第一次定員削減計画というものが策定される予定になっておりますけれども、農林水産省全体の定員のあり方の一環として検討をしていきたいというふうに考えております。

それから機械でございます。機械につきましては、現在、開発を進めております。ただ、このうち一番求められているのが穀粒判別機でございます。現在、市販されておりますこの穀粒判別機は、米粒に光を当てて、整粒であるか被害粒であるかというものを判別するというところでございまして、現状は、残念ながら、まだ精度が低いという状況でござい

したがって、この精度を上げなければいけないということで、平成十一年度からこの開発に向けて取り組みを始めた。十三年度に検査現場での実用化試験を行うという予定にしております。平成十五年度からは本格的導入を目指しております。

ただ、機械ですべて置きかえられるという状況にはございません。やはり銘柄というものは、機械でやるというのはなかなか難しい。それから、いつとれたか、こういうようなものはやはり機械では難しいというところでございまして、その産地におきまして、肉眼による判定というものが必要だというふうに考えております。

○大石(正)委員 今企業も機械化でいろいろな鑑定や選別、流れ作業で細かい電子産業まで全部機械化されて合理的に検査をされていますね。今お話しのように、確かに、米検査員がいられしたから何も機械はそれほど必要性がなかったわけですね。しかし、現実には行政改革の中で、機械化を進めて合理的にやっていかなければならないということの御努力は、当然していただかなきゃならないわけでありまう。

私は機械というのはよくわかりませんけれども、基本的には、機械は、人間がソフトを入れて、例えばササニシキとかコシヒカリとか何年産というもののデータを入れて初めて機械が動く。コンピュータもそうだと思うんですね。それを機械が選別できないというのは、要するに、入れるソフトのデータがしっかりといていなければ、機械判別ができると僕は思うんです。ただ、それをやるかやらないかの意識の違いじゃないかと思うんです。

今、行政を減らしてどんどん合理化しようとしている。そして、さっきお話ししたように、農林省の役割と厚生省の役割が違ふという。しかし、それぞれ省庁統合をもう既にやろうとしている中で、これから五年間かけてこの検査業務の合理化をやるならば、私は、今の方向性に合っていることではないかと思う。それをあえてしないで、目

の検査が必要だということは余りにも逆行しているような感じがしてならないんですが、大臣、そのお考えになりませんか。

○玉沢国務大臣 民間に移行することによっての効果は、やはり、より効率的な検査をするものと思われま。

そういう場合におきまして、今食糧庁長官の方から言いましたように、精度の高い機械であればできるだけ機械を使って、人手を使わないという方向で適正な検査をするものと考えられますので、むしろ、国がやっているよりも民間の方がより効率的な方法で行うことを模索していくんではないか、こう考えますので、精度の高い機械があればそれを導入してやっていく、こういう体制になるものと考えられます。

○大石(正)委員 民間は多分コストで全部物事を判断すると思うんですね。ですから、手数料が上れば当然努力もしない。手数料が上らなければ、できるだけ合理化をして、機械化をして、経費を少なくして手取りをふやしていくという問題がやはり生まれてくる。とすれば、今大臣がおっしゃるように、できるだけ機械化をして、合理化をしていくのは民間の方がより前向きであれば、今まで、戦後ずっと検査官が努力をして、全国統一で信頼を確保してきたものをこれから維持するために当然そういう努力をさせる監視の目をやるべきであって、検査員をふやすための指導の監視よりも、むしろ科学的な合理性と、その透明性を高める努力を食糧庁が進めるべきじゃないか、それが現実合っているんじゃないかと私は思います。が、間違いないでしょうか。

○玉沢国務大臣 いや、間違いないと思います。なかなか立派な御意見だと思えます。

○大石(正)委員 私は、行政改革の中でこういうことをやらないといけないのではなくて、こういうことをやることは非常にいいことだと私は思っているわけでありまして。ですから、農家の皆さんがこの検査という方法の中で、戦後、どこかで非常に引つかかっている部分が今まで随分あつ

た。それが、これだけ食料がふえて、さらに米も余っている時代の中で、そういう手間をできるだけ減らして、農家の皆さんがもっともとい米を自由に流通して、流通がもっと盛んになるようにするためにこの検査業務というものをもっと合理化するべきだ、もっと事務的にするべきじゃないかと私は考えて、御質問させていただいたわけでありまして。

そういう意味において、それぞれ、北海道で努力する農家もいるし、東北で努力する農家もいる。しかし、全国統一規格の中で当てはめる部分はもうできるだけ少なくして、前向きで行政を進めていく。そういう行政改革を進めることこそが、農業のさまざまな意味での失地を挽回して、より新しい産業として生まれ変わり、少しでも前向きに農家に意欲を持たせることが必要なことではないかと私は思っています。いろいろ御質問させていただきます。

大臣にも御意のあるお答えもいろいろいたしたわけでありまして、最後に、今大臣がお話のように、前向きでやるといふ姿勢と同時に、できるだけその機械化、合理化を進める努力と、さらには、できるだけ民間人への移行を少なくして、今の検査員の中で賄えるようなシステムをぜひ検討いただいて、そして、第三者機関に余りこだわることなく合理化をして、六十キロ当たり五十円におさまるような一つの節度を持った、何か枠をはめるようなことをお考えいただければ大変ありがたいと思うのです。最後にひとつ御所見をいただいて、終わりたいと思います。

○玉沢国務大臣 民間に移行することのもう一つのメリットは、やはり、必要なときに必要な検査、きめの細かい検査が行える。国の場合はとかく、少し機動性に欠けるといふところもあったかと思うわけでございます。より積極的に、行政改革の趣旨と民間に移行することにおけるメリットというようにものも評価していただきまして、今委員が言われましたように、検査料というものも、ただただ上げるんじゃないかと、これは現行

どおりやりながらやっています。

それからまた、より専門的な知識を有する者が今食糧庁におけるわけでございますから、そういう検査員の方々、また今までも、OBの方々も有効に、この検査業務にそれぞれ協力してきたという例もあるわけでございますから、専門的な知識がそれぞれ生かされるようにしていくということには非常に大事なことだと思います。

○大石(正)委員 いろいろ御所見を大臣からいただきました。以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。

○松下委員長代理 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党・改革クラブの漆原でございます。よろしくお願ひします。

まず、本改正案の改正の趣旨についてお尋ねしたいと思います。本法案は、行政改革及び規制緩和の一環として農産物検査業務を民営化しようとするものであつて、私どもは基本的に評価したいと思っております。

本法案提出に至る経過を若干振り返ってみたいと思ひます。平成八年十一月、行政改革会議が政府に発足をして、行政機構の減量が課題として取り上げられて、行政のスリム化、民間能力の活用、の精神が議論をされました。平成九年十二月、行政改革会議最終報告が取りまとめられまして、その中で、「食糧検査等については、積極的に民営化、民間移譲を検討する必要がある。」とされたわけでございます。

と決定されて、今回の法案は、以上の経過を経て、今国会に提出されたものであります。

そこで、大臣にお伺ひしたいのでございますけれども、現在、農産物の検査業務は農産物検査官が行っております。しかし、この農産物検査官は、ある意味ではそれ自体で独立した資格ではなくて、食糧事務所職員の中から食糧事務所所長によって任命されたものでありまして、通常は、農産物の検査のほかに、主要業務として食糧管理事務を担当しております。

この食糧事務所の職員、そして検査官の数は、ちょっと調べてみましたが、以下のとおり大幅に減少しております。

昭和四十二年、職員が二万七千二百七十三人、うち検査官が二万一千七百八十六人、平成十年、職員が一万人、検査官が三千六百八十六人、そして平成十一年、職員が九千七百八十四人、検査官が三千四百七十五人。昭和四十二年から比べて、職員の数にして三分の一、検査官も二万一千から三千四百まで大変に減っているわけなんです。でございますが、まず第一点は、ここまで職員及び検査官が減少した理由は一体どういふ理由によるのか。

そしてもう一つ、この少ない検査官の数で検査業務は賄っているものなのかどうか、この二点をまずお伺ひしたいと思ひます。

○高木政府参考人 お答え申し上げます。

職員の数が大幅に縮減してきたということは、御指摘のとおりでございます。この食糧事務所の職員につきましては、これまで、国家公務員の定員削減計画に基づきまして、退職者の不補充あるいは他部門への配置転換ということによりまして、着実な定員削減を図ってきたところでございます。

これはなぜできたかということでございますが、今までのいいますか昔の検査は、毎個検査といまして、一つ一つの個体について検査をしてまいりましたが、やはりある程度まとめて、その中で一定の統計理論で抽出すれば、その全体の品質の検査が可能である、こういうことでござい

まして、特にカントリーエレベーターにおきましては、品質の調製をいたしますので、相当抽出率が低くても検査が可能になる、あるいは抽出検査というところで、ある程度まとめることによりまして、一つ一つを検査しなくてもいいということ、あるいは検査場所を集約して移動期間、時間が短くなる、こういういろいろな検査業務の改善合理化を推進してまいりました。そういうことで、現実の定員の削減のテンポより農産物検査官の数の減少の方が大きいということが実現できたわけでございます。

その数でできるかという問題は、今申し上げた理由とまさに裏腹でございます。サイロなどに入っておりますばら物を対象とするばら検査とか抽出検査、こういうもので九割になってきておりますので、そういう点で、この人数で実行できるということでございます。

なお、ちなみに三千四百七十五人のうち、本場に専門的に検査に従事している人は約千九百人、その他の方は、ほかの部門に日ごろは従事しておりますけれども、検査のピーク時に検査官として臨時的に参加をする、こういう方がその残りの方でございます。

○漆原委員 ありがとうございます。
これは大臣にお答えいただきたいと思うのですが、非常に減少してきた、三千四百人のうち、今おっしゃった千九百人が専業、専従で検査業務に当たっておられる、あと千五百人の方は兼務されておられるということですね。

ある意味では、だんだん人間が非常に少なくなってきたわけなんです、このような現状のもとにおいて、今回、農産物の検査業務を民営化することによって、どの程度行政改革に資することになるのか、その辺をお答えいただきたいと思っております。

○玉沢国務大臣 完全に民間に移行する、こういうことになりましたと、今言った三千四百人が必要なくなるわけでございますけれども、しかし、急にそれができるわけじゃありませんから、五年間

かけてやっていく。

そして、五年間かけて民間に移行するわけでございますけれども、やはり民間のやっていることを全国的、統一的な基準をつくらせたり、指導監督を明確にするという要員は必要である、こういうふうなことを考えるわけでございます。現在よりはいは、数はこれからだと思っておりますけれども、今よりはかなり少なくなつて、指導監督業務を推進する、こういうふうなところが残る、その分が人員が減つた分だけ行政改革の趣旨に沿うと考えるところであります。

○漆原委員 嫌な聞き方をしたいと思うのですが、国全体で行政改革をしようということ、先ほど申しました、いろいろな会議を設けて、閣議決定をしたり、大変大きな国全体の作業の中で、今回の行政改革の一環としてこの検査業務の民営化が決まった、こういうふうにお聞きしておるわけなんですけれども、農水省全体として、大臣の感覚として、今回の、千五百人前後が将来縮小されるであろうというふうに私は考えておるわけなんです、もともと、国の権限を民間に移譲した、そのこと自体で大変な行政改革なんだというふうにおっしゃる方もいると思うんですが、人数の点から見ると、これを多いと見るか少ないと見るかはわかりませんけれども、大臣は、行政改革に農林水産省として積極的に対応したんだというふうにお考えでしょうか、いかがでしょうか。

○玉沢国務大臣 これは、農林省の人員が、例えば林野庁においてもかなり縮減をされてきておるわけでありまして、それから、食糧庁におきましても、委員が御指摘されましたように、かつては二万名もおつたものが、だんだんと縮減をされてきて今日にまでおつたわけでございますから、決して今直ちに行政改革だからという趣旨ではございませんで、それぞれ時代のニーズに従ひまして、変化に応じてやってきました。

特に、かつては国が全部お米も買い上げて、国

が食管のもとで賄つておつたわけでございますけれども、そういう時代から、自主流通米とかいろいろな形で、米の大半が民間で流通するという形をとってきた。そういう観点に立つて考えますならば、やはり米の検査におきましても、それなりに国の方から民間に移っていく、こういうふうなことも当然のこととして考えられる措置ではないかと考えるわけでございます。私は、そういう点においては、時代の流れに沿ってそれぞれ対応してきた、こういうふうに評価しておるところでございます。

○漆原委員 農産物の検査制度の沿革を少しだつてみますと、昔は、明治以前は無検査時代だった、それから、同業組合検査の時代があった、その後、道府県の道府県営検査がなされて、そして、今日の国営検査というふうに変遷を重ねて今日に至つておるわけですね。

この国営検査という方法で、全国統一的な規格に基づいて銘柄とか品位等について検査を行うことによりまして、三つの利点が指摘されております。一つは、当事者間の取引において、現物の確認を要しない、信頼感のある、安定的、効率的な取引や価格形成が可能になる、第一点でございます。第二点は、生産面での品質改善を助長することになる。第三番目、精米の適正な表示の基礎ともなるというふうに、三つの、国営検査による利点が説明されてきたわけでございます。

今回、国営検査が、行政改革の議論の中で民間移譲することになるわけですが、今まで国営検査の利点として挙げられてきたこの三つの利点を考えてみて、それを民間移譲にしようとするわけですから、今までの説明との関連性でどうなのかという心配があります。行政改革の議論の中で、どのような必要性からどのような経過をたどつて民間に移行することになったのか、その議論の内容を少し御説明いただければありがたいと思ひます。

○谷津政務次官 先生御指摘のとおり、農産物の検査につきましては、これまで国が一元的に検査

の実施業務を担うことによりまして、今お話がありました三点の、信頼性といひましようか、公正性が確保されてきたところでありまして、

また一方、行政改革をめぐる国民的な議論の中で、官民の役割分担の適正化と、民営化による業務の一層の効率化などの観点から、民間でも対応可能なものは積極的に民間にゆだねていくことが必要であるというふうなことで、強く求められてまいりまして、これは行政改革の委員会の方におきましてもいろいろ議論をされて、そういう経過をたどりました。この民営化に踏み切つてきたわけでありまして、

今回の改正は、以上の点を踏まえまして、検査の信頼性、公正性を確保するための措置を講じながら民間検査機関の参入を図るという基本的な考え方のもとに、国が規格の設定等の基本的なルール策定をいたします。また、民間検査機関の登録及び適切な検査実施のための指導監督などを行うこととする一方、検査の実施業務は民間が行うこととしたところであります。

いづれにいたしましても、農産物検査については、国の事務事業のうち、民間でも対応可能なものは積極的に民間にゆだねるべきであるという国民的な要請を踏まえまして、民営化に移行することと踏み切つたところであります。

○漆原委員 民営化したといつても、検査規格の統一性は確保されているというふうに御理解をさせていただきたいと思ひます。

それでは、民間業務に移管することによって一体どんな利点があるのか、その利点を御説明いただければありがたいと思ひます。

○高木政府参考人 民間で行うことのメリットは、大きく三点が挙げられるかと思ひます。例え、まず、検査の大宗を占めます米の場合について見ますと、実際に検査業務の主な担い手というところが予想されます農協などの出荷取扱業者にとりましては、集荷と販売、それと検査を一元的に担うことができる、つまり、集荷・販売計画に沿つた形で柔軟な検査の実施が可能となると

平成十二年四月二十日

いう点が第一点でございます。

それから、登録制度でございますので、複数の民間検査機関の参入が可能になります。したがって、相互に創意工夫を発揮することで、より効率的で、検査を受ける側のニーズに即した検査の実施が期待されます。

それから三番目に、今るる御議論がございましたが、行政改革の理念であります行政組織の減量につながら一方で、民間側には新たな事業機会が開かれる、この三つの点が主なメリットとして考えられる点でございます。

○漆原委員　それでは、検査業務の実施主体についてお尋ねしたいと思います。本改正案では、農産物検査の実施主体は農林水産大臣に登録をした農産物検査機関が検査の業務に当たる、こういうふうになっておりますが、現行の農産物検査においては、検査官は原則として自己に利害関係のある農産物については検査をしてはならないということとが九条三項に規定されております。

今回の改正では、この規定が削除されておりませんが、検査業務に、今長官がおっしゃったように、農産物を取引する当事者である農協等が参入することが予測されているわけです。そういう意味では当事者がまさに検査業務に当たるといふこと、利害関係人をあらかじめ排除していくといふこと、この法律は、制度の信頼性、中立性を制度的に担保するものとして私は大事な条文だったんじゃないのかなと思つていますが、今回、この条項が削除

されてしまいました。そもそも利害関係人をあらかじめ排除するという九条三項を削除したその理由について、まずお聞きしたいと思います。

○高木政府参考人　九条三項を削除した理由というところでございます。これはまず、実態の変化が背景として大きなものがございます。

と申しますのは、昭和二十六年に制定されたときからこの規定が置かれているわけですが、先ほども御説明を申し上げておりますが、十六年当時は、個袋、個別の袋一つ一つを毎個検査ということで検査をしてまいりました。したが

いまして、農産物検査官が検査を実施するに当たりますして、自己に利害関係のある農産物に当たたるのか否かということが容易に判別できるということがまず前提にありまして、これを回避するためには置かれたものでございます。ただ、例外として、その規定にもありますが、食糧事務所長がやむを得ないと認めて承認した場合は例外的に検査を実施することができるということになっております。

その実態が変化をしまゐりまして、毎個検査、すべての個別の検査をするということから、荷口の均質化、大型化が進みまして、サイロなどに入っているものを対象とするばら検査、あるいは品質が均質なものの中から抽出して行う抽出検査というものが九割になってまいりました。つまり、利害関係のある農産物に該当するかどうかというものは、識別が困難な状態で出荷をされるということになりまして、実態的にも食糧事務所長が例外を認める場合が現実問題としてふえざるを得ない。

つまり、これはえこひいきをすることを禁止するためにやったわけですが、えこひいきすべきというんですか、対象物が溶け込んで、なかこれができないというのが現実問題として出てまいります。逆に言えば、えこひいきしようとしてもその部分が取り出せないということでありますから、そのおそれが少なくなっているのではないかというふうにも思います。

そういう実態面の変化と、もう一つは、やはり検査の全般に関します信頼性、中立性の確保のための措置ということでございますが、これは別に二十条二項で、公正、誠実にその職務を行わなければならない、訓示規定でございますが、そういう義務規定も置きますし、それから、仮に不適正な検査を行った場合には、その検査の業務からその人を排除する、あるいはそれを使った法人に対しても業務停止命令を行うということで、不適正な検査を行った場合における対処措置といえます。改善措置が明記されております。

そういう実態面の變化というものを踏まえたとしても、もう一方では制度的に公正、誠実に職務を行う措置についての仕組みを設けたということから、九条三項はこの際、削除したということとございます。

○漆原委員 公正に行う仕組みを設けられたとい
う、場合によっては立入調査だとか指導監督等、
こういうふうになっていると思いますけれども、
これは食糧庁でやることになると思うんですが、
現在の食糧庁の職員でそういうことをきちっと実
効性のあるものとしてやっていく体制になってい
るのかどうか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

○高木政府参考人 食糧事務所の役割といたしましては、今後は、みずから検査を実施するということから、検査をする機関に対しての指導監督ということに変わるわけでございます。

具体的には、実際の現場におきまして、検査機関が適正な検査を行っているかどうかということと、チェックいたしますために、食糧事務所の本所あるいは支所の職員が検査の現場を巡回をいたしたり、立入調査を行う。そして、それに基づき指導し、立入調査を行う。そして、その結果等を行うというふうに考えております。その結果といたしまして、国の定めた規格あるいは方法に基づかない、こういう不適正な検査が行われていた場合には、食糧事務所の担当課におきまして改善命令等の是正措置を検討の上、迅速的確に命令を出す、こういうことを考えております。

現在は検査の実施そのものをやっているわけですが、やはり指導監督業務は実施そのものよりは分量としては少なくなることが見込まれますので、十分対応ができるというふうに思っております。

○漆原委員 業務主体について最後のお尋ねですけれども、十七条二項の三号、四号。ここで、資力信用の要件として「農産物検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する法人であること。」というふうに書いてありますが、まず一つは、必要な経理的基礎を有するというのは

一体どんなことなのか、少し具体的に述べてもらいたい。

そしてもう一つの、**体制要件**について四号に書
いてありますが、「業務の公正な実施を確保する
ため必要な体制が整備されていること。」これも
抽象的な文言になっておるわけでございますが、
この二つの要件について、もう少し具体的に、ど
のようなことをお考えなのか、お尋ねしたいと思
います。

○高木政府参考人　まず最初に、業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有する」という経理的基礎の点でございしますが、これは、安定的にあるいは継続的に検査業務をやるかどうかという点で、資力信用を有するものかどうかということを確認するための要件でございします。

具体的には、資力信用を有するものであるかどうかという点につきましては、貸借対照表とか収支決算書などの財務諸表あるいは金融機関の融資証明書などの添付をさせまして、実質的に債務超過になっていないかどうかということを認める予定でございます。

それから、組織体制の方でございますが、公正な実施を確保するため必要な体制が整備されている、というところでございますが、それが可能となるような責任体制が整備されているかどうかというところを確認をいたしたいということでございます。

具体的には、検査担当部門の役員、職員が他部門から区分されて、責任を持って公正に業務を遂行し得る体制となっているかどうかということとが、組織規程などで明確にされているということを確認する予定でございます。

○漆原委員 それでは、検査員についてお尋ねしたいと思うんですが、現在、検査官というのは一定の内部的な検査基準に基づいて食糧事務所の所長が任命することになっておるようでございます。今回、検査員の資格要件については農林水産省令で定めるといふうになっておりますが、従来、検査官の資格要件と比べて、農林水産省で予

定している、頭の中にある資格要件というのは一体どんなものなのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○高木政府参考人 民営になった場合におきます農産物検査員の具体的要件といたしましては、農林水産省令におきまして、大きく二つのことを考えております。

一つは農産物検査に一定期間従事した経験を有する人、それからもう一つは、農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した人、ただ、これだけでは十分ではありません。そのいづれかに該当して、検査の実施に必要な知識、技能を有する者と認められたもの、こういうことにしたいというふうに考えております。

これは、農産物検査員、現在の要件のうち、経験とか研修の履修、あるいは関係者の推薦の要件というところは、現行と同様に設けるということと考へております。それから、学力、年齢、身体能力といった点は、農産物検査を的確に行うために必要な知識及び技能を有する者、こういう資格の中で実質的に同等に考慮されるというふうに考へております。

〔松下委員長代理退席、委員長着席〕

○漆原委員 検査員が適正かつ公平な検査を行うためには、年間を通じて検査標準品についての知識の習得とか、鑑定技術の練習が必要になってくると思ひますが、この法律の五年間どうするか。あるいは、五年を過ぎた場合に、どういふうに国がその辺を、研修について支援をしていくのか。五年間の間と、六年目からどうするか、その辺、お考えがあればお尋ねしたいと思ひます。

○高木政府参考人 研修につきましては、平成十二年度から予算措置を講じまして育成研修を実施するということにいたしております。

それからもう一つ、最初に育成研修をやっただけではあはれ終わり、こういうことではございませぬ。検査員の技術の維持向上を図るということ、鑑定能力の維持、向上のための鑑定会を定期

的に行うということ、それから、検査シーズン前に格付の程度を統一するための目合わせというものをやっていく、これについての支援を行っていくというふうに考へております。

それから、五年後どうなるのかということですが、これはまさに、現実の進行がまだわかりませんが、必要であるのかないのかといった点はその時点で改めて判断したいと思ひます。

○漆原委員 最後に、大臣にお伺いしたいと思うんですが、四月九日付の日本農業新聞に「地方自治体や関係団体へ」と題しまして、農水省から「補助事業に関する陳情お断りします」、こういう大きな記事が一面に出たわけでございます。まず、こういうふうに決定をされたその趣旨をお尋ねしたい。

二番目に、この記事によりまして、補助事業などの地区採択は、採択基準を明確にして、基準を満たした地区に限り採択する方式にするというふうに報じられておりますが、採択基準は、いつまでに、どのような方式で明確化される予定なのか。この二つ、趣旨とその採択基準、そしていつまでという、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○玉沢国務大臣 四月九日の農業新聞に、補助事業の陳情お断りという記事が出たわけでございますが、これは、正確な趣旨でございまして、極めて迷惑しておると申し上げたいと思ひます。

本件は、国と地方公共団体や農業団体との関係を新しい基本法の理念のもとで見直してみようとするものであります。食料・農業・農村基本法第八条に、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとあります。今後の農林水産行政は、地域の方々のより実質的、建設的で、かつ、対等な関係を構築し、役割分担のもとで地域の実態に根差した政策展開を図ることが必要であると考へております。

このため、地方公共団体や農業団体の方々に

は、今後、国の概算要求の内容を単になぞったような陳情、要請や、個々の地区採択の陳情ではなく、実質的かつ建設的な政策形成に資する提案をむしろ行つていただきたい、こういう趣旨であるわけでございます。

そういう観点でございまして、新聞報道にあるような、陳情お断りと、いかにも上の方から下の方に申し渡しをする、こういうような姿勢ではございまして、お互いに、地域をよくしていくためには、農業団体の皆さんも市町村の方々も、どのような形で政策を遂行していくか、こういうことで、対等の立場から建設的な提案をしていただきたいということを申し上げておるわけでございます。これはぜひ御理解を賜りたいと存じます。

補助事業の採択基準の明確化につきましては、政策上の効果などの客観的な指標で優先度を決定できるよう、事業ごとに六月末をめどに改善方向を取りまとめるべく今検討しておりますのでございまして、御理解のほどをお願い申し上げます。

○漆原委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○松岡委員長 次に、藤田スミ君。

○藤田（ス）委員 農産物の検査、検疫というのは、国が責任を持ってこれを行つてこそ生産者、消費者、さらには流通業者の安心を得られるものであります。そして、今、その充実こそ求められていと思ひます。

私は、そういう立場から、農産物検査法の質問に先立って、若干、日本の畜産業の存亡にかかわつていと言つても言い過ぎではない口蹄疫問題について聞いておきたいと思ひます。

今、この問題では、二つの大きな問題を指摘せざるを得ません。それは、現在の防疫、検疫体制が万全なのかという問題と、宮崎県の畜産農家に對する所得補償をどう実現するのかという問題であります。

そこで、まず、畜産農家の生活の保障、所得の

補償という問題について聞いていきたいと思ひます。事態は本当に深刻であります。私もも調査に参りましたけれども、家畜市場は閉鎖され、五十キロ圏内の搬出規制で、牛や豚を売ろうにも売れない事態になっております。農家は、えき代も確保できない、生活費が大変だ、牛を売って子供の大学の入学金を予定していたのにそれができなくなった等々、本当に切実な声が聴こえています。

これに対して政府は、出荷停止に伴う経営対策として、五百億円の大家畜・養豚経営維持資金特別融通助成事業という新規の事業を打ち出しているというところは知っておりますけれども、これはあくまでも融資、借金でありまして、償還期間も三ヶ月となつており、現地では、とてもこんなものは使えないと、逆に怒りの声さえ聞こえてくるわけでありまして、そして、現地の皆さんは訴えるんです。それこそ、激甚災害指定と同じぐらいの対策をとってもらいたい、何よりも所得の補償ができるような新たな対策に早急に乗り出してほしいと訴えているわけでありまして、この声にこたえて、政府は真剣に検討するべきではないでしょうか。

○玉沢国務大臣 まず、現在としておる支援策等について申し上げてみたいと思ひます。（藤田（ス）委員「簡単に結構ですから、答えは」と呼ぶ）簡単にいいですか。

具体的にいつにいつの政策につきましては、豚舎の収容能力の関係で、家畜防疫員の指導に基づき子豚の淘汰を行う場合の助成、出荷のおくれに伴う肉質低下による販売収入の減少に対する助成を行つております。

また、肉用牛農家につきましては、肉用牛肥育経営安定緊急対策事業の助成要件である肥育素牛の導入の月齢要件を十二カ月齢未満から十五カ月齢未満に緩和措置をしたほか、肉用子牛の補給金の交付要件である譲り受けに係る月齢要件を二月未満から四月未満に緩和することとしたところでございまして、

なお、大事なことは、やはり、引き続きの、今

までの生業が口蹄疫によってなかなかできなくなったということが一番の問題であるわけでございまして、やはり、輸出制限をいかに早く解くかということが私は一番大事なことでと思っております。この点について鋭意調査の上、安全宣言に向けて最大限の努力を払っているところでございます。

○藤田(ス)委員 いろいろな対策をとっていらっしゃることを百も承知の上で、現地の方は生活の補償をというのを求めているわけであります。県全体の死活問題にかかわることになるんだ、これは大臣、おわかりでしょう。宮崎県というのは、農業粗生産の半分以上が畜産業に占められておりますので、こういう問題が起きますと、ここが大きく狂ってくる。それは大変なんです。だから、JAの宮崎経済連の佐藤会長も、精神的な面を含めて壊滅的状况にある、こういうふうに表現するほど事態は深刻になっているんです。

宮崎の畜産の中心地である都城というところは、畜産生産の約六割を高齢で零細な畜産農家が担っています。これらの農家が、今回の事態で、もう畜産はやめたということになれば、私は、宮崎畜産自身が雪崩を打って崩壊しかねない危機的な事態になるんじゃないかというふうに思わざるを得ないわけですが、そういうことを防ぐためにも、この九十年に初めて出てきた深刻な問題を政府は真剣に受けとめて、とにかく生産者に生産意欲を何としても持ち続けていただくために、所得の補償をきちんとしていくべきじゃないかということをお願いしているわけでありまして、大臣、真つすぐ答えてください。

○玉沢国務大臣 いつも共産党さんは、被害が起きますと、すぐ所得補償、所得補償、こう言われるわけですが、やはり有珠山の被害等におきまして、非常に厳しい状況の中ではございまして、農林水産業の生業をいかに維持していくか、それによって所得を確保していくかということも大事な対策の一つであると私は思うわけでございます。

したがって、確かに今回こうして打撃をこう受けたわけでございますけれども、いかにしてこの打撃から立ち直って畜産業の振興を図っていくかというところにもウエートを置いて、やはりそれを応援していくということも大事なことであるわけでございまして、所得補償だけがすべての対策であるということではないと思うわけでございます。

あえて申し上げますと、この移動規制は、口蹄疫の蔓延を防止し、周辺の畜産農家の財産を守ることも、我が国畜産業への影響を最小限に食い止めるため、公益的な観点から行う必要不可欠な措置であります。農家の方々に御不便を強いることになりましますけれども、受け入れていただくを得ない性格のものであると考えております。このため、法律にも、強制的に殺処分の対象となった家畜等に対する手当金は別として、補償の規定は設けられておりません。生活の補償はただいまのところ困難であるという点を御理解をお願いいたしますと存じております。

○藤田(ス)委員 大体、私は別に所得補償がすべてだと言っているわけじゃない、今政府がやっている対策が何も悪いことをしているわけでもない、一言も言っていない。それはありがたい対策だけれども、しかし、本当に望んでいるのはこのなんだということとを申し上げているわけなんです。移動、搬出の規制、市場の閉鎖というのは国の指導のもとで行われている。しかもそれは、やらなければならなりません。だから、その財源の裏づけというもので、農家の皆さんの生活の基盤を揺るがせないようにするために裏打ちをかけていくというのは当然の要求じゃありませんか。自民党の幹部の皆さんでさえ、現地にいらしたついたら、そういうふうには発言せざるを得ないんですよ。大臣、私は、きょうはこの問題はもうここでとどめをさすけれども、ぜひお考えをいただきたいと思えます。

次に、現在の防疫、検疫体制について聞きたいわけですが、これを考える上で決定的なことは、いまだ感染ルートが判明していないということでは

あります。ですから、あらゆる感染ルートの可能性を考え、少しでも可能性があると考えられるものについては排除しなければなりません。そこで、今問題になっているのは口蹄疫発生国からの船舶の輸入であります。現在、例外なしに口蹄疫発生国からの船舶の輸入は禁止されていると言えらるでしょうか、局長。

○樋口政府参考人 お答えを申し上げます。我が国に口蹄疫が発生したから、お話をいたしましたように、輸入された船舶にありはまわら原因であるという可能性は完全に否定をしております。

したがって、侵入防止を徹底しないといけないということでございまして、三月の三十日より、家畜伝染病予防法に基づきまして、口蹄疫の発生地域から輸入をされます船舶等につきましては、動物検疫の対象にする。具体的には、輸入時に家畜防疫官による輸入検査を行いまして、その国がわかれば、必要に応じてホルマリンの消毒をする。実はホルマリンの消毒と申し上げますのは、動物はもう食しないということになりますので、事実上の禁止ということと考えていただいて結構だと思います。

なお、その場合に、中国産の船舶のうち、一定の条件を満たすものにつきましては、約束をされた蒸熱処理がきちとされている場合には、その処理の上で、我が国に口蹄疫が侵入する可能性はないものと考えておりまして、その条件のもとでされたものに限っては輸入がされるということでございます。

○藤田(ス)委員 多くの畜産関係者は、たとえ加熱処理をしても口蹄疫発生国からの船舶の輸入については不安を感じる、このことを表明しておられるわけでありまして、加熱処理をしていない船舶が混入してしまふ可能性はありはしないか、加熱処理をした後、人などを介して口蹄疫のウイルスが移行する可能性はないのか、一〇〇%安全であるという切れないではありませんか。多くの口蹄疫清浄国は、本当に徹底して口蹄疫

が自分の国に侵入しないように規制をかけています。例えばカナダは、小鳥を輸入するもの、口蹄疫の発生地域からのものはだめだということ、遮断をしています。さらにカナダは、日本が清浄国であったそのときでさえ、日本から豊の輸出に際して、一九七七年までは消毒を義務づけるというふうな徹底ぶりを見えていました。

だから、大臣、感染ルートが明確になるまでは、口蹄疫発生国からの船舶の輸入は全面的に禁止する、この加熱処理云々じゃなしに全面的に禁止する、それぐらいのことはすべきじゃありませんか。

○玉沢国務大臣 まず、疑わしいものは、できるだけこれは入れないという措置をとっておるわけでございます。中国の加熱処理したものにつきましても、現地に参りまして、その処理の方法その他、きちと現場を見まして入れておるわけでございます。一方におきましては、それを必要とするところもあるわけでございまして、あくまでも安全を確認した上で部分的には入れざるを得ない、こう思います。

○藤田(ス)委員 私は、口蹄疫というような深刻な問題が起こったときには、やはりその発生国からの船舶は全面的にストップする、そういう厳密な姿勢を貫かない限り、本当に安心できないというところをもう一度申し上げておきたい。ぜひ検討しておいてください。

それから、現在、防疫体制として牛の血液検査を進めておりますが、豚の方は、一例目の牛舎の近くの豚舎を除いて、手つかずの状態になっております。果たしてそれでいいのかどうか。むしろ、きちんと検査を行って、安全を確認した方が養豚経営者にとっても安心できるのではないかと思います。これも簡潔に局長の方からお願いたします。

○樋口政府参考人 お答えを申し上げます。現在のサーベイランス調査、お話のとおり、牛を中心に実施をしているということは事実でございますけれども、生産者あるいは関係者は大変

心配をしております。豚はもちろん感染対象になりますので。したがって、これまで以上に監視をしていただいておりますことに加えまして、万一の懸念もございまして、発生農場と疫学的に関連のございまして四農場、これは私も、把握をいたしております。それから、発生農場が現に三つございまして、これは牛の方なんですけれども、それから三キロ以内二つの豚の農場があることも確認をいたしておりますので、それにつきまして、万一の懸念を払拭したいということで、血液を採取いたしまして、抗体検査を既に実施してございます。

この結果、感染をしていないことを確認しております。現時点では口蹄疫の感染はないものと考えておりますけれども、やはり今後も、こういうところにつきましては、生産者ともよく、関係の獣医師さんにもきちっと監視をしていただきたいと思っておりますし、何かございましたら、私どもの方でもできるだけのことはしたいと思っております。

○藤田(ス)委員 確認だけで、イエスかノーかで結構ですが、そうすると、今のところはそういうことになっているけれども、希望すれば豚も血液検査を受けることができる、希望には応ずる、それだけは確認しておきたいと思っております。

○樋口政府参考人 御承知かと思いますが、現在、地元の獣医師さんとか関係の職員、それから、私どもも牛の方に集中的に力を投入しております。御希望に沿えるかどうかというものは、いろいろなスペースもございまして、能力もありませんので、検討はしたいと思っておりますけれども、今、豚のことを言われて、ああそうですかと、すぐできるという状態よりも、むしろ牛の方に最大限の努力を注ぎまして、これの調査に全力を傾注していきたいと思っております。

○藤田(ス)委員 獣医師さんが非常に少なく、てんやわんやになっているという状態もよく知っています。知つての上で、豚の経営者が心配しているこの問題にこたえるために、大臣、他府県の

応援ももっともらって、本当に全国が集中してこの問題に当たるようにしていただきたいということをお願いして、次に、農産物検査法改正案についてお伺いをしたいと思っております。

最初に申し上げましたが、検査、検疫というのは厳格に行わなければなりませんし、本来、国が行うべきものであります。それを行政改革の名のもとで民間に移行させようというのが今回の法案の趣旨であります。

今回の法改正により、先ほどからお話にありましますように、せっかく行ってきた国の検査を再び取引当事者による検査にしていくなかであります。農家にとっては取引相手による検査では厳し過ぎることになりはしないか、一方、買い取る流通業者にとっては、生産者団体による検査では甘い検査になるんじゃないかなどと疑心暗鬼が出るものが十分予想されるわけでありまして。

第三者である国による公正中立な検査の維持こそ、私はやはり望ましいというふうに考えますが、大臣、はっきり言って、この点ではどうでしょう。

○玉沢国務大臣 国の検査は信用できるが民間の検査は余り信用できない、こういうような趣旨に立つての御質問のようでございますが、国の検査が非常に信用できるという評価をいただいたわけでございますけれども、これはよしとしていただいても、民間に検査機関が移った場合におきましても、引き続き公正中立な検査を適切に行っていく、こういう点におきまして、万全を期してまいりたいと考えております。

○藤田(ス)委員 信憑性の問題で、公正中立な検査の維持というのは、それが望ましいものなんだというところで、歴史的にずっと、民間がやっていたのが、県になり国になりして今日に至っているわけですから、本来、行政改革というようにことがなければ、これはやはり国が対応してやるというところが最もベターな方法なんだということを、実は大臣御自身も、もう既に参議院の場でおっしゃっていらっしゃるわけですが、非常に率直に、

私もそうなんだと思うのです。そして、初めに行革ありきで、民営化は、中立公正の維持どころか、それ以前の問題が出てきているというふうに思っています。

検査機関にとってもかなりの体制整備が求められることになるわけです。検査は季節性の非常に強い業務で、その一時の業務のために一定数の検査員、それから機械器具を用意しなければなりません。

現在の農協が置かれている状況を見ましたときに、厳しい金融、農業行政のもとで、大変激しい合併、合理化が強制されています。そういうもとで新たに投資が必要な農産物検査に果たしてどれだけの対応できるのか。いわんや、農協職員の労働強化になるのではないかと懸念されることは幾らでもあるわけです。

さらに言えば、手数料の問題もそうです。五年間据え置かれておりますけれども、民営化の中で値上げにならないという保証は本当にあるのか、その点については長官の方から御答弁を願いたいと思っております。

○高木政府参考人 検査手数料の問題でございましてけれども、検査の業務につきましては、民営化後におきましても、現行とはほぼ同じ内容になるというふうに想定されます。

現在、国は、現在の手数料収入で検査の実施コストを賄っております。それから、移行期間中は民営検査と国の検査が併存するわけでありまして、その期間は、現行水準の国の検査料は変えるつもりはございません。そうなりますと、民間の検査手数料がこれによって規定されるということになりますと見込まれます。したがって、民間の検査機関の手数料が現行の国の手数料の水準より高く設定されるということは、見込みがたいというふうに思っております。

さらに中長期的に見た今後の推移でございまして、やはり計画的に、取扱規模の小さい検査場所を大きな検査場所へ集約していく、あるいはカントリエレベーターなどの施設検査場所を整備し

ていく、さらには統一的な玄米調製の指導あるいは生産、出荷の組織化、共同化ということで受検ロットをできるだけ大きくしていく、こういうこともありまして、検査コストは、長期的に見ますと、下がる方向で推移する、また、その条件整備も進めるというのを考えております。

それからもう一つ、制度的には、新たな仕組みのもとでは、業務規程をあらかじめ出してもらいまして、ぐあいが悪いときは改善命令も出せるという仕組みもございまして。

したがって、こういった措置によりまして、コストの削減、平準化を推進いたしまして、全国的に実態に即した合理的な検査手数料の水準となるようにしていきたいというふうに考えております。

○藤田(ス)委員 今の御答弁を聞いていても、民営化することによって、いろいろな困難が出てくるというところをもう随分よく知っていらっしゃるというふうに思うのです。

だから、民間機関の参入ということで、今いろいろ、あれこれ行方内容が述べられたわけでありまして、そういうこととあわせて、皆さんは、検査対象品目も、二十品目あったのを十品目にされるし、それから、検査の規格とか方法も簡素化、効率化ということでいくわけですから、民営化というものが、皆さんの言葉の中に、いかなるものかということを示しているというふうに思っています。

時間がなくなりましたので、最後にお伺いいたしますが、大臣は先ほども、今回、食糧事務所から検査機関を排除することによって、職員は現在よりもかなり少なくなる、その数が減ったということが行政改革に沿うことになるんだ、そういうことをおっしゃいましたね。

中央省庁等改革本部の決定では、食糧事務についても、検査民営化の状況を見つつ、独立行政法人化への検討を進めるといふように述べております。とするならば、今回の法改正は、食糧事務所全体の廃止、民営化の突破口と位置づけられるもの

になるのじやありませんか。そうならないという保証はあるのでしょうか。

○玉沢國務大臣 まず、今までの制度をちょっと見てみますと、最初は、団体がみずからをやっておったわけでしょう。そういうときは、これは米の相場制度があったと思うのです。やはり自分の産地において、みずからの商品はこれだけのものですということをみずから証明して、相場にかける、それによって高い評価を受ける、こういうことなんでしょう。

それが、戦時体制ではありますけれども、国が全部米を賄う、こういう体制になりました。食糧制度ができて、国が米の検査についても責任を負う、こういうことになってきた。

しかし、その後の制度におきましては、先ほども申し上げましたように、自主流通米等、そういう制度ができました。また、その自主流通米といえますのは、需要と供給の関係において、銘柄ごとに値段がありますし、それぞれの評価があると思うのです。

ですから、そういうような制度の変化に応じまして、地域においてみずからの米を検査しまして、その米を市場に提供する、こういうような趣旨からいいますならば、民間の検査機関におきましても十分その役割を果たしていく、こういう趣旨なのでございます。

検査の実施業務を民営化した後におきましても、政府備蓄米の買入れ、国家貿易の運営等、国民の主食である米麦の需給と価格の安定を図るという食料行政の重要性はいささかも変わるものではないと考えておるわけでございます。

○藤田（ス）委員 食糧事務所の備蓄貿易、JAS法等々、重要な役割はいささかも今後変わることはない。独立法人化は今、大臣の口から行くとはいわれないかわりに、重要性を強調されたというのを私は素直に受けとめておきたいと思

います。私は、今回の民営化は、食料の生産、流通にわたる国の行政関与を事実上大きく放棄するその一

歩になっていきはしないか、そういう危惧も持つておりますし、消費者としては、この農産物検査法を活用して遺伝子組み換えの有無等の検査も一層行っていた方がいいという願いも持っているわけでありまして、何としても、この検査を民営化するというやり方は納得できませんが、時間が参りましたので、終わりたいと思います。

○松岡委員長 次に、一川保夫君。

○一川委員 私の方から今回のこの法律の一部改正につきまして質問をさせていただきます。

質疑において、もうある程度関心あるテーマについてでは質疑が尽くされたような感じがござい

るなど、検査を適正かつ確実に実施する上で必要な能力、体制を有する法人にのみ検査業務への参入を認めるとともに、業務の開始前に業務規程を提出させ、業務内容等の確認を行い、内容が不適当と認められる場合はその変更を命じることとい

たしておるわけでございます。つまり、登録検査機関の業務開始に先立ちまして、明確なる審査基準のもとにこれを的確に審査して行い、これが第一点であります。

また、不適当な事態が発生した場合の是正措置としまして、不適正な検査、表示を行っている場合には改善命令を発出し、改善命令等に従わない場合には、業務停止命令または登録の取り消しにより厳正に対処し、さらに、この業務停止命令に従わない場合には罰則がかかることとしたして

ございまして、ひとつよろしく願います。○谷津政務次官 先生御指摘のとおり、農産物の検査、非常に大事であらうと思ひます。取引の客観的な判断基準を提供するという役割を果たしてございまして、民営化後におきましても検査水準の統一性の確保というのは極めて重要なものであるというふうに認識をしております。

このように仕組むのも民間検査機関の適正な業務運営が確保され、民営検査の信頼性、公正性が確保されるものと考えておるところでござい

また、運用面におきましても、登録検査機関の農産物検査員の鑑定能力を維持しなければなら

す。○一川委員 ぜひ、そういうことで公平性、信頼性というものが確保できますように、指導をよろしくお願いをしたい、そのように考えております。

さて、ちょっと総括政務次官に、これも今までの答弁と若干重複するところもあるかと思ひま

すけれども、民間に検査を移行するということは、当然、検査機関によって検査の技術水準的なもののばらつきみたいなものがいろいろと懸念されるわけですね。これは、例えばその地域地域によっても、検査の受け入れ体制といいますが、民間に移行することについて、ある程度その体制が

○一川委員 この問題に関係してもう少しお聞きしたいわけですね。農産物の検査は、もうごく当たり前のことですが、単なる外観を見ただけでは品質の判定というのは難しいケースもたくさんあるかと思ひます。こういう一次産品を対象に、産地なり品種等の銘柄についても判定を行う

間に移行することについて、ある程度その体制が整っている地域、まだそこまで十分整っていないような地域とか、いろいろばらつきがあるような感じもいたします。そういう観点でこの検査制度

先ほどの参考資料をちょっと一見させていただきます。米の銘柄の種類だけでも、多い県

ち、法律上の登録要件に照らして登録検査機関としての適格性を的確に審査し、一定の知識、技能

を有すると認められた農産物検査員を確保してい

は、例えば熊本県だったか、十五銘柄があります。それから岡山県は十二ぐらいあります。十個以上の産地品銘柄を抱えている県は全部で七県ほどあったような気がしますが、それ以外にいろいろの品銘が全国都道府県にございます。そういう中であって、こういったものを的確に判定していくことでは、技術能力というものをしっかりと確保していくことが大変大切な課題であることは間違いないわけでございますけれども、このあたり、特に農水省としてしっかりと担保していくという自信のほどをちょっと御説明をお願いしたいと思っております。

○高木政府参考人 農産物検査の信頼性を担保するということを考えますと、実際に検査に携わる人の能力というものが確保されることが非常に死命を制するという点かと思えます。そこで、民間検査機関の登録要件におきまして一号を立てまして、検査員につきましては「農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を有する者として」省令で定めるものという条件を要件としているわけでございます。具体的な要件としては、農林水産省令におきまして、農産物検査に一定期間従事した経験を有する人、経験者でございます。それからもう一つは、農林水産大臣が指定する研修の課程を修了した人、そのいずれかに該当して検査の実施に「必要な知識及び技能を有する者」として認められる、この具体的な要件とともに、プロセスといまして、農林水産大臣が作成する名簿に記載された者とするということも予定いたしております。

農産物検査員の氏名は天下に明らかになっておりまして、登録台帳にも記載をされます。したがって、仮に不適正な検査を行ったということになりますと、改善命令によりましてその検査員の検査業務への従事を禁ずる、同時に登録台帳からその検査員の氏名を削除するというところで、ぐあいの悪いことが起こったときに、もうその検査員が検査をやることはない、こういう仕組みをつ

くついているところでございます。

そのほか、もっとぐあいの悪いことが次に生じた場合には、最後は罰則ということで担保するわけでございます。そういった担保措置の適切な運用によりまして、また一方で研修をしっかりとやる、先ほどもありました、目合わせとかその他のいろいろなこともやりまして検査能力の維持向上に努める、両方相まって人の育成、確保については十分注意を払っていきたいというふうに思っております。

○一川委員 今回の改正案は、先ほど来話題に出ていますように、行政改革の一環としまして、また、規制緩和という一つの流れの中で、この法律の改正がこれまで検討され、こういった成案を得てきたというふうに私は認識いたしております。

そういう面では、それぞれの産地なり、検査部門等につきましても、自己責任の確立を図っていくという中で、これからある面では非常に厳しい環境に置かれていくわけでございますけれども、また、努力すればしたなりの成果も期待できるということにもなるかというふうに私は思っております。

そこで、事前に通告はしていなかった事項なのですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、民間に移行していく段階でなかなかスムーズに移行できないというような場合には、一定期間、国が引き続きこの検査について補完的に応援していくというようなところがございます。一種の経過措置だと思えますけれども、こういった経過措置というものをどの程度想定されているのか。今までの質疑の中でちょっと聞き漏らした点もありません、一定期間というものは、期間的にどれぐらいというのがあるのかもしれない、地域的な問題もあろうかと思えますけれども、経過措置についての現段階での考え方、何か御説明できるところがあれば説明をしていただきたい、そのように思

○高木政府参考人 民営化の開始は平成十三年四月一日ということでございますが、五年間以内に移行するというところでございます。その間、ある日突然にすべてが民営化するというのではなくて、徐々に移行していくという姿を描いております。ただこれは、全国でいろいろな地域があり、特徴がありますので、現在、各都道府県段階において、食糧事務所を推進者として、関係者から成る協議会を設けて、私どもとしては、いわゆる民営化移行プログラムと称しておりますけれども、そういったものを各都道府県段階でつくっていただいて、計画的に民間移行を進める、こういう手順を考えております。

そうなりますと、例えば、イブニングに二割、二割、二割と移行していけば五年間で完了するということになりまして、国がやる部分は、場合八割、六割、四割というふうにならなくなっていくことになるわけですが、これは機械的にそういうふうになるわけでもございません。その点は、地域の実態がありますので、それぞれの地域で現在、民営化移行プログラムというものを立てていただいているわけでございます。その中で、経過的な期間におきまして民間機関と国の役割の分担というものが定まってくる、こういうふうなことを考えております。

○一川委員 先ほど食糧庁長官の答弁の中で、ちょっと確認の意味でもう一回お聞きするわけですが、今改正案では、基本的には登録検査機関に対する罰則規定というものを明記していると思えます。先ほどは、悪質な場合には直接、個人の検査員等に対しても一種のペナルティ的なものを加えていくのだというお話があったかに聞こえたわけですが、そのことはそれでよろしいのですか。

○高木政府参考人 罰則につきましては、ほかの検査・検定制度に關する法令との並びで対応いたしております。具体的には、ほかの検査・検定制度に關する法令との罰則のレベルの均衡ということ、罰金な

り懲役という体刑が十分にその抑止効果があるか、二つの点から検討しております。例えば、業務の停止命令の違反などに關しましては、これが一番重いわけですが、それに対して大臣が業務停止を命令してもまだやり続けているというような場合には、一年以下の懲役または百万円以下の罰金というようにいたしております。

○一川委員 先ほど質疑の中で、検査に關するコストの問題がちょっと出ておりました。これはごく基本的な考え方ではよろしいわけですが、民間に移行した段階でも検査の手数料等のコスト的なものは、現行水準をできるだけ維持していきたいという答弁だったわけですが、できたら、中長期的にはそういうものをできるだけ下げていくという面でのいろいろな施策を展開していきたいという御答弁がございました。基本的には現行水準は上がるというところはまず考えられないと私は受けとめたわけですが、むしろ、逆にこれから中長期的にはそういうものをもっと軽減させていくということでも努力したいとの御答弁があったと思えます。その確認の意味で、そのことをもう一回お願いしたいと思っております。

○高木政府参考人 まず、現実にかかる検査コストということでございますが、民営化されても、今国営検査をやっている検査業務の内容を濃くするわけではございません。したがって、かかるコストは、基本的に、まず現時点においては同じことになるところであらうということが一つでございます。

国営のコストというのは、検査手数料という点で、見合いです検査手数料が定められているわけでありまして、現行の手数料も維持可能であるというところでございます。それから、先ほどお尋ねがありましたように、今後の五年間は両者が併存することになります。その場合、国営の検査の方は、米でいきますと、一俵五十円というところでありますから、移行過程におきまして五十円を超える検査手数料を民間機

関が設定するということは考えられないことでございいます。

さらに、その先はどうかということでございいます。が、これまでやってきたけれども、ばらばら検査とか抽出検査という検査の合理化を進めていくわけでございいます。その基礎になります。カントリエレベーターの整備も着実に進めております。から、検査の合理化も当然これに伴って進むというところが想定されるわけでございいます。そうなりますと、コストが低下をするということでありまして、手数料の引き上げの要因というものは極めて考えにくい、こういう状況だということをお願いいたします。

○一川委員 私はいくつか質問をやめたいと思っておりますけれども、最後に要望でございいます。

こういった伝統ある、これまでの歴史的な農産物検査法の改正ということで、しかも、民間に移行させるという面では大変重要な問題をたくさん抱えていると思っておりますけれども、この法案の趣旨に沿ってしっかりと運用がされますように、適切な指導をよろしくお願いしたいというふうに思っています。

また一方では、これまで検査に従事してきた食糧事務所、実際に検査官等も、これからいろいろな面でそういった方々のこれまでの経験なり能力を、また新しいところで生かしていくということも含めて、当然ながら、農林水産行政での活用ということが考えられているというふうに思っていますけれども、関係者の不安が生まれないようにぜひその面の御配慮もよろしくお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○松岡委員長 次に、菊地重君。

○菊地委員 社民党・市民連合の菊地でございまして、大臣、私は、本日の議論を聞かせていただきまして、また過日、三月三十日の参議院における委員会審議についても少しく勉強させていただきまして、農産物検査法の目的が、適正な格付を行う

ことによる円滑な流通の促進と、社会経済における効率化と合理化を図るものであること。我が国の農産物検査制度は、明治三十一年に始まりまして、当初の同業組合による団体営から、明治三十四年に県営になり、昭和十七年に旧食糧法によって統一国営検査となり、戦後、昭和二十六年に現行法ができて、その後十二回改正されて現行の制度になってきたわけであります。これは、我が国の農産物検査のより公正な制度への発展の歴史であった、そういう意味で、この制度が果たしてきた歴史的な役割について評価するものであります。

農産物検査法に基づく米、麦など現行二十品目の国営検査は、生産者、消費者に、農産物の品質や安全性に対する信頼性、透明性、中立性、公平性を確保し、食料の安全性にかかわる重要な役割を担ってきたと思っております。

法律案は、これまで国営検査としていた米などの農産物検査を、平成十三年から五十年の移行期間をもって民間に移行することが核心であります。民間移行によって、予想される検査機関は、農協、経済連、穀物検定協会など生産者団体と、これに関連する団体とが想定されておりますが、みずからつくったものをみずから検査してみずから販売するという新たな仕組みに、生産者、消費者から信頼性、中立性、透明性、公平性が確保されるのかどうかということが危惧されていると思っております。生産者、消費者のこうした危惧をどのように払拭されようとするのか、まず大臣に伺いたいと思っております。

○玉沢国務大臣 国から民間に検査を移管する、やはり、信頼性と中立公正を旨として、民間にこれが移っても、それが損なわれないようにしっかりとやっていくということがまず第一だと思っております。したがって、五年間かけまして、今すぐ民間に行くということではなく徐々にやっていく、こういう中におきまして、その手順とか基準、それからまた、検査の仕方という点につきましては、民間に移るに当たりまして、厳密に滞りなくやっていくということが大事かなと思うわけでございいます。

具体的には、検査機関の業務開始に先立ちまして、検査機関としての適格性をしっかりと審査する、これが大事であると思うわけでございいます。それからまた、基準のとり方とか、どういうような検査をするか、検査員の研修、こういうものは全国統一的にやるわけでございしますので、この点について格段の差がないようにやるということが大事だ。

それからまた、不適正な事態が発生した場合におきましては、改善命令を発出する。あるいは業務停止命令を行いまして、登録の取り消しも行います。あるいは罰則もかけますよ。こういう意味で、厳正にこの点は措置をして、できるだけ公正な形でやりまして、消費者の皆さんの不安をぬぐい、信頼を確保するように図ってまいりたいと考えておるところでございいます。

○菊地委員 このたびの法改正は、行政改革の趣旨を徹底するというに基づいて、農産物検査の実施主体を国から民間の検査機関に移行しようとするもので、民間機関、法人が農産物検査業務にぜひ参入したいという要請やニーズに基づいたものではないわけでございいます。五十年の移行期間があるわけでありますが、果たしてこの民間移行が公平、中立、透明性などを確保しながらスムーズにいくかどうかの問題についてであります。

そこで、お伺いしたいわけでありますけれども、僻地や離島、集荷量の少ない地域で民間の検査機関が業務を引き受けるかどうか。採算、経営の成り立つところだけしか民間機関が引き受けられないのではないかと、こういうことが第一点。

農産物検査は季節性のあるものでございまして、現在、ピーク時でも三千五百人の検査官が必要と聞いておりますが、民間に移行した場合にそれだけの専門的な知識や経験を持った検査員が確保できるのかどうか、このことが第二点。

検査員には検査官のOJや研修によって確保するとしておりますが、それで必要数が質、量ともに充足されるものかどうか。民間というのは経営が成り立たなければやっていけないわけでありまして、採算が難しくなるときに業務返上などの、仕事を投げ出したりするようなことはないのかどうか。また、検査料を大幅に値上げしたり、検査員の賃金や手当を切り下げたり、検査員をパートタイムにするなど、労働条件を劣悪にする等々のおそれがないものかどうか。

以上、幾つか例示いたしましたけれども、既にお答えのあったところもありますので、そういうところは省いても結構であります。できれば一つ一つ、簡潔で結構ですから、お答えいただければと思っております。

○高木政府参考人 五年間での移行をスムーズにするために、現在、県段階で生産者あるいは流通業者等の関係者と協議会を設けて、いわゆる移行プログラムというものの作成作業中でございます。この中では、県内のすべてをくまなく、山間部あるいは離島なども含めまして、具体的にどうやっていくのかということの検討をさせていただいております。そういう不利なところは、集荷体制の整備という方策が一つ。それから、経済連など広域をカバーする機関が、効率の悪いところといくところと両方やってプール計算をしてやっていく、こういうようなことが考えられるわけでございいます。

いずれにしても、そこは具体的にその地域の特徴に従ってどういう手段をとっていくかということとを現在、検討を行っております。その結果を得て、着実な移行を図っていききたいというふうに思っております。

それから、検査員の数でございまして。これも、そのプログラムの中で、例えばA農協は、自分のところは何人ぐらいいたらいかなというところで、どちらかというと、ゆとりを持ってや或多目に研修をして人員を確保しようというふうに動いているように見受けられます。具体的にだれにするか

ということも当然J Aの方々は、背番号といいますが、顔を浮かべながら数をカウントしているというふうにも思います。そしてまた、自前の職員じゃ足りないというときにはO Bを活用したいという意向、何人ぐらい要するんだということも、既にプログラムを作成したところでは、そういう意向も明確になっております。こういうことで対応してまいりたいと思います。

それから、手数料の問題は、先ほど来言っておりますように、低くなる方向で対応しております。

労働条件でございますが、これは改めて申し上げるのも釈迦に説法かと思いますが、一方の当事者だけで決められるものではないと思いますし、それから、パートタイムというより、今いる職員の方にプラスアルファでやっていただくというようになり組みの方が多くに見受けられます。

以上でございます。

○菊地委員 時間の関係がありまして、予定していた質問をちょっと飛ばしたいと思うんです。

現行制度のもとでは、農産物検査官の仕事には、農産物検査法に基づく農産物の義務検査、任意検査、成分検査のほか、食品衛生法に基づく安全性のモニタリングの仕事があるわけであり、残留農薬やカドミなどの重金属の安全性のモニタリング調査は大変重要な業務であり、今後より拡充させていくべき食糧庁の仕事であると私は思います。

安全性のモニタリングに必要なサンプルの採取は、集荷時の検査のときに一緒にやっているというわけでもございます。また、カドミなどの重金属の調査は、過去において一定量以上が検出されたことのある特定地域を指定してモニタリングするという目的意識的な調査をしてきたわけであり、民間に移行した場合にはこのモニタリングに支障を来すことはないかどうか、お伺いしたいと思っております。

すなわち、試料の採取がスムーズにいくかどうかとか、あるいは、平成十二年産米から公表を前

提として安全性のモニタリングをやっていくというふうな聞いていただいておりますが、試料提供の協力をお願いしているわけではございませんが、ありまして、検査官O Bや研修終了者による民間検査員で特定地域のサンプルを集めるというようにすることがスムーズにいくかどうか心配であるわけであり、このモニタリングのあれが拡充ではなく縮減にならないかということをお伺いしたいと思っております。

○高木政府参考人 米や麦の安全性に関する分析は、今農産物検査官がやっているわけではございません。食糧庁あるいは食糧事務所の分析担当者が別にやっております。したがって、検査が民営化をいたしましたとしても、直接そのことによって支障を来すものではないということでございます。

ただし、現実には、農産物検査官が試料の採取につきましても検査時にあわせて行うという形も一つあります。ただ、それが唯一の方法ではなくて、農産物検査以外の機会に食糧事務所職員が現場に出向いて行っているという形もございまして、したがって、民営化が完全に行われましても、検査官が検査を行うときに試料採取をするという形はとれませんけれども、試料の採取につきましても、食糧事務所職員が現場に出向くという形で実施可能でございますので、民間に農産物検査が移行しても、安全性のモニタリング調査の方に支障を来すというものではございません。

○菊地委員 J A S法の改正は本年四月一日から施行されておりますけれども、精米表示基準の適用は二〇一〇年の四月と聞いております。しかしながら、表示と内容の一致が保証されていないければ何のための表示かということになるわけであり、J A S法の改正により、大臣による指示、公表、改善命令、罰則といった法的措置が担保されると聞いておりますが、それだけで果たして十分と言えるかどうか。

義務検査の米麦については、集荷のところでは

検査法に基づく検査が行われているわけであり、すけれども、任意検査の計画外流通米はそれすら行われていないわけであり、流通の段階でも検査が行われる必要があるのではないかと考えるわけであり、現行の検査法になじむかどうかかわかりませんが、流通の段階でも何らかの検査が必要かどうかということについて、見解を伺いたいと思っております。

○高木政府参考人 まず、J A S制度におきまして、精米表示におきまして、産地、産年、銘柄というものを表示する場合には、それは農産物検査を受けていたものでなければそういう表示ができないということ、両者の連動を図っております。

それから、流通段階での検査ということもございまして、改正法におきましても、現行法と同様に米麦などの農産物の売買取引業者、加工業者などの流通業者が取り扱う農産物で、検査を受けていないもの、あるいは産地の検査後もみから玄米へ区分変更したことによって検査が失効してしまつたもの、あるいは検査から一定期間を経過したもののなどについても、検査を行うことにいたしております。こういうことで、引き続き、流通段階での検査の制度を設けるということをやりたいと思っております。

○菊地委員 消費者、国民の立場に立ちますと、これは農産物すべてについて言えることでありますが、主食である米麦についていえば、現行検査制度による銘柄、産地、品位、年産の検査だけでは不十分でありまして、食味とか、残留農薬や重金属の安全性の問題、成分などの方が消費者にとってはより知りたい情報であるわけであり、また、天日乾燥か機械乾燥か、あるいは有機栽培か低農薬栽培か、産地についても、県単位ではなく地区単位にするとか、あるいは究極的には生産者、水田ごとの表示が必要ではないのか。農産物は太陽と水と土と人間の労働によってできるものでありますから、だれがどこでどのようにしてつくつたものかということが一番大切な情報であると思っております。

生産者は、安全で良質な食料、農産物を生産し、安定的に供給する。消費者、国民は、農産物検査や適切な表示に基づいてみずからの判断で選択する。良質な食料の安定的な供給のためには、そういった仕組みをつくっていくべきではないかと思うわけであり、そのためには、現行制度にとらわれずにこれらの問題を考えていけば、農産物の安全検査、品質検査、成分検査等は、表示制度の問題も含めまして、食糧庁が総合的に、一元的に責任を持つという仕組みが必要だと私は思うわけであり、大臣の見解をお伺いして、私の質問を終わりたいと思っております。

○玉沢国務大臣 農産物検査を初め、米麦に関する行政は食糧庁が中心となりますが、あわせて、関係省庁との役割分担や地方公共団体との連携にも十分配慮し、全体として食料行政の適切な運営を図ってまいりたいと考えておるところであります。

○菊地委員 ありがとうございます。これで終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○松岡委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。中林よし子君。

○中林委員 私は、日本共産党を代表して、農産物検査法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対の第一の理由は、農産物検査を国から民間に移行することは、公正中立な検査の水準を保ち、さらに消費者の期待にこたえる検査の拡充を困難にさせるからであります。

登録検査機関は法人の種類を問わないものの、実際の参入は、取引当事者である生産者団体また流通業者の可能性もあります。検査は、公正な第三者機関が行うべきであります。

そして、検査機関にとっても人員や器具など体制整備が求められ、ただでさえ経営が大変な農協

など生産者団体にとって大きな負担になります。その結果、検査の効率化という名で、農産物検査の水準の低下や手数料の引き上げなど、生産者負担の増大につながりかねません。

さらに、国の検査体制を維持してこそ、輸入農産物を初めとする農産物の残留農薬や遺伝子組み換え品など、安全性確保という消費者の要望にこたえる検査の拡充、発展を今後図っていく条件を存続させるものであります。

したがって、生産者、消費者の要求にこたえた改善を図りつつ、国の検査を維持すべきであります。

反対の第二は、検査の民間移行が国の公務員削減、行政組織減量という行政改革の一環であるからです。本来、行政改革を言うなら、政治家の癒着にこそメスを入れるべきであります。国民生活に影響を及ぼすような分野を削るべきではありません。品質の向上と円滑な取引を進める役割を果たしてきた農産物検査からの国の撤退は、主食の米を初め食料を国民に安定的に確保していく国の責務を大きく後退させるもので、到底認められません。

以上で反対討論を終わります。

○松岡委員長 これにて本案に対する討論は終局いたしました。

○松岡委員長 これより採決に入ります。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○松岡委員長 この際、本案に対し、松下忠洋君外五名から、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。一川保夫君。

○一川委員 私は、自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、保守党、自由党及び社会民主党・市民連合を代表して、農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

農産物検査法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

農産物検査制度は、農産物の公正かつ円滑な取引と品質の改善を助長する上で重要な役割を果たしており、農産物検査の民営化に当たっては、政府は左記事項の実現に努め、その適正かつ円滑な実施に万全を期すべきである。

記

一 検査の民営化に当たって、民営化移行プログラムを地域の実情に沿って作成・実行するとともに、移行期間中における国の補完的な検査を適確に実施すること。

また、食糧事務所の組織と定員の配置については、業務の適確な運営と職員の雇用・労働条件の安定に十分配慮すること。

二 登録検査機関に対する調査を必要に応じ行うとともに、その業務運営に対する適確な指導監督を実施し、公正・中立な検査業務の確保を図られるようにすること。

また、民間検査が適正な格付によって実施され、農産物の生産・流通・消費の各段階での信頼性を確保できるよう、専門的な知識・技能を有する検査員の養成確保や精度の高い検査関連機器の開発等を推進すること。

三 検査規格及び検査方法については、生産者、流通業者、消費者等の意向を適確に反映して設定するとともに、検査手数料については、生産者の過重な負担にならないよう配慮すること。

四 条件不利地域等を含めた公平な受検機会を確保するため、天災その他の事由により検査業務の実施が困難となる場合における国の検査の実施について適正に対処すること。

五 米穀の品質等に対する消費者の関心の高まりを踏まえ、表示に対する消費者の信頼を維持・確保する観点から、精米等の表示については、検査制度との関連も考慮しつつ、適正に対処すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

○松岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松岡委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいまの附帯決議につきまして、農林水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

○玉沢国務大臣 ただいまは法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○松岡委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案の両案を議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣玉沢徳一郎君。

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○玉沢国務大臣 農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農漁協系統の信用事業のセーフティネットにつきましては、従来から、他の金融機関の預金保険制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設けているところでありますが、ペイオフの解禁に向けた金融情勢の急激な変化の中で、今後とも農漁協系統の信用事業の安定を図り、組合員等が安心して農漁協系統金融機関を利用していただけるようにするためには、そのセーフティネットについて、他の金融業態と基本的に同様の整備拡充を図っていくことが必要であります。

このため、農水産業協同組合貯金保険制度の充実強化を図るとともに、農漁協系統金融機関が破綻した場合の迅速かつ円滑な破綻処理システムを確立することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容を御説明申し上げます。

第一に、ペイオフ解禁時期の一年延期であります。

貯金の全額保護のための特例措置の期限を一年

〔報告書は附録に掲載〕

○松岡委員長 次に、内閣提出、農水産業協同組

延期して、平成十四年三月三十一日までとする
こととしております。

第二に、農水産業協同組合貯金保険制度の適用
対象の拡大であります。

農漁協系統信用事業全体としてのセーフティ
ネットを構築するため、保険制度の適用対象とし
て、これまでの農協等のはか、信用農業協同組合
連合会、農林中央金庫等を追加することとしてお
ります。これに伴い、信用農業協同組合連合会等
が破綻した場合の資金援助の限度額について、そ
の信用農業協同組合連合会等のペイオフコストだ
けでなく、連鎖破綻のおそれのある会員農協等の
ペイオフコストを加算することとしております。
また、付保対象として、農林債券等を追加するこ
ととしております。

第三に、農水産業協同組合貯金保険機構による
資金援助の充実であります。

これまで経営が困難となった農協等の合併と信
用事業の全部譲渡のみが貯金保険機構の資金援助
対象となっておりましたが、多様なスキームによ
り円滑に破綻処理を行うため、信用事業の一部譲
渡等も資金援助の対象に追加することとしており
ます。

また、このこととの関係において、農林中央金
庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する
法律を改正し、信用農業協同組合連合会から農林
中央金庫への事業の一部譲渡が行えるよう措置す
ることとしております。さらに、資金援助の手法
を充実し、優先出資の引き受け、事後的な損失の
補てん等を追加することとしております。

第四に、貯金保険機構の不良債権等の買い取
り、回収業務の円滑化であります。

貯金保険機構は、経営が困難となった農協等の
不良債権等の買い取り、回収を円滑に行うため、
債権回収会社に対して業務委託を行うことができ
ることとしております。

第五に、公的管理人制度の導入であります。
経営が困難となった農協等の合併等を迅速かつ
円滑に進めるため、その農協等について、行政庁

が公的管理人を任命する制度を導入することとし
ております。

その他、金融危機への対応等につきまして、他
の金融機関と基本的に同様の規定の整備を図るこ
ととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

続きまして、農水産業協同組合の再生手続の特
例等に関する法律案につきまして、その提案の理
由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農漁協系統の信用事業のセーフティネットに
つきましては、従来から他の金融機関の預金保険
制度と同様の農水産業協同組合貯金保険制度を設
けているところでありますが、ペイオフの解禁に
向けた金融情勢の急激な変化の中で、今後とも農
漁協系統の信用事業の安定を図り、組合員等が安
心して農漁協系統金融機関を利用していけるよう
にするためには、そのセーフティネットについて、
他の金融機関と基本的に同様の整備、拡充を
図っていくことが必要であります。

そのセーフティネットの一環として、農水産
業協同組合が破綻した場合に、組合員、貯金者の
利益の保護を図るためにも、迅速かつ円滑に破綻
処理を行っていくことが重要であります。

このため、農水産業協同組合の再生手続及び破
産手続について特例を設け、迅速な破綻処理が可
能となるよう措置することとし、この法律案を提
出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御
説明申し上げます。

第一に、監督庁は、裁判所に対し、農水産業協
同組合について、再生手続開始または破産の申し
立てをすることができることとしております。

第二に、農水産業協同組合貯金保険機構は、貯
金者表を作成して、裁判所に提出することによ
り、貯金者を代理して、再生手続または破産手続
に関する一切の行為をすることができることとし

ております。

第三に、再生手続開始後において、農水産業協
同組合がその財産をもって債務を完済することが
できないときは、裁判所は、信用事業の譲渡につ
いて、総会または総代会の決議にかわる許可を与
えることができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内
容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い
ただきますようお願い申し上げます。

○松岡委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わ
りました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央金
庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関
する法律の一部を改正する法律案

農水産業協同組合貯金保険法及び農林中央
金庫と信用農業協同組合連合会との合併等
に関する法律の一部を改正する法律

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第一条 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十
八年法律第五十三号)の一部を次のように改正
する。

「第三節 保険金等の
第四節 資金援助(第
四章 貯金等債権の
第五章 協定債権回収
第六章 管理人による
第七章 金融危機への
第八章 雑則(第百十
第九章 罰則(第百二十

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

「第三節 保険金等の
第四節 資金援助(第
四章 貯金等債権の
第五章 協定債権回収
第六章 管理人による
第七章 金融危機への
第八章 雑則(第百十
第九章 罰則(第百二十

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

支払(第五十五条―第六十条の二)
六十一条―第六十九条
買取り(第七十条―第七十三条)
会社(第七十四条―第八十二条)
管理(第八十三条―第九十六条)
対応(第九十七条―第一百条)
条―第一百二十二条)
三条―第三百三十四条)

第二條第一項に次の二号を加える。

六 水産業協同組合法第九十七條第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
七 農林中央金庫

第二條第二項を次のように改める。

2 この法律において「貯金等」とは、次に掲げるものをいう。

一 貯金（農林中央金庫が受け入れた預金を含む。以下同じ。）

二 定期積金

三 信託業法（大正十一年法律第六十五号）第九條の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約により受け入れた金銭

四 農林債券（その権利者を確知できるものとして政令で定めるものに限る。以下同じ。）の発行により払込みを受けた金銭

第二條第四項に次の一号を加える。
五 水産業協同組合法第九十七條第一項第一号及び第二号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第三項及び第四項の事業

第二條第五項中「払戻しを停止する」を「払戻し（貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）を停止する」に、「第二号及び第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同条に次の四項を加える。

7 この法律において「優先出資の引受け等」とは、次に掲げる行為をいう。
一 優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の引受け

二 劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、農水産業協同組合の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。）による貸付け

8 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんすることをいう。

9 この法律において「付保貯金移転」とは、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務の他の農水産業協同組合による引受けであつて、当該債務に第五十六條第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等に係る債務を含むもの（信用事業の譲渡又は譲受け（以下「信用事業譲渡等」という。）に伴うものを除く。）をいう。

10 この法律において「被管理農水産業協同組合」とは、第八十三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項の規定により第八十三條第一項に規定する管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合をいう。
第十五條中「及び第四項」を「第四項、第五章、第七章及び第八章」に改める。
第三十四條中第五号を第九号とし、第四号の次に次の四号を加える。

五 第五章の規定による協定債権回収会社に対する出資その他同章の規定による業務
六 第八十六條第二項の規定による管理人又は管理人代理の業務
七 第七章の規定による優先出資の引受け等その他同章の規定による業務
八 第一百十一條又は第一百十二條の規定による資金の貸付け

第三十五條第一項中「金融機関」の下に「又は債権回収会社（債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六十六号）第二條第三項に規定する債権回収会社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項中「金融機関」の下に「又は債権回収会社」を加える。
第四十條第三項を次のように改める。
3 機構は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。
第四十條の次に次の一条を加える。
（区分経理）
第四十條の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一 第三十四條各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）
二 第一百一條第一項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第七十七條第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務
第四十一條中「機構は」の下に、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）について」を加える。
第四十二條第一項中「第三十四條第二号から第四号まで」を「第四十條の二第一号」に改め、「政令で定める金額の範囲内において」を削り、「又は日本銀行から資金の借入れを」その他の金融機関（日本銀行を除く。）その他政令で定める者から資金の借入れ（借換えを含む。）に改め、同条第二項を次のように改める。
2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができ、
第四十二條に次の三項を加える。
3 第一項の規定による借入金金の現在額及び前項の規定による借入金金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。
4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第十六條の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の

認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見書を、その事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しななければならない。

第四十條の次に次の一条を加える。
（区分経理）
第四十條の二 機構の経理については、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。
一 第三十四條各号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。）
二 第一百一條第一項の規定による優先出資の引受け等に係る業務、第七十七條第一項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に附帯する業務
第四十一條中「機構は」の下に、「一般勘定（前条第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。）について」を加える。
第四十二條第一項中「第三十四條第二号から第四号まで」を「第四十條の二第一号」に改め、「政令で定める金額の範囲内において」を削り、「又は日本銀行から資金の借入れを」その他の金融機関（日本銀行を除く。）その他政令で定める者から資金の借入れ（借換えを含む。）に改め、同条第二項を次のように改める。
2 機構は、前項に規定する業務を行う場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、主務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れ（借換えを含む。）をすることができ、
第四十二條に次の三項を加える。
3 第一項の規定による借入金金の現在額及び前項の規定による借入金金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。
4 農林中央金庫は、農林中央金庫法第十六條の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の

資金の貸付けをすることができる。
5 日本銀行は、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十三條第一項の規定にかかわらず、機構に対し、第二項の資金の貸付けをすることができる。
第四十二條の二中「前条第一項」を「前条第一項又は第二項」に改める。
第四十九條第一項中「農協協同組合法第十條第一項第二号又は水産業協同組合法第十一條第一項第二号、第八十七條第一項第二号若しくは第九十三條第一項第二号の事業」を「その事業」に改め、同条第二項中「貯金等の額」を「貯金等に係る債権の額」に改め、同項第二号中「同条第五項」の下に「から第七項（第一号を除く。）まで」を、「同条第四項第二号若しくは第三号」の下に「これらの規定を同法第百條第五項において準用する場合を含む。）若しくは農林中央金庫法第八條において準用する産業組合法（明治三十三年法律第三十四号）第六十二條第一項第一号」を加える。
第五十條第二項に次の一号を加える。
三 第八十三條第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき、当該管理を命ずる処分に係る被管理農水産業協同組合
第五十一條第一項中「三月三十一日」を「前年の四月一日からその属する年の三月三十一日まで」の間の各日（日曜日その他政令で定める日を除く。）に、「地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金を」「外貨貯金」に、「合計額」を「合計額を平均した額」に改め、同条第二項中「業務」の下に「（第四十條の二第二号に掲げる業務を除く。）」を、「差別的取扱」の下に「（農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものを除く。）」を加え、同条第三項中「第四十二條第一項」を「第四十二條第一項又は第二項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。
第五十六條第一項中「地方公共団体から受け

入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金を「外貨貯金」に、「第六十条」を「以下この条、第六十条及び第六十条の二に、有するものに限る」を有するもの（同条第三項の仮払金の支払又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む）に限る。次項において同じに、「その額を農林債券にあつては、その発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。及び利息等（当該元本以外の部分であつて利息その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。）の額の合算額」の合算額に、「同項」を「前条第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が政令で定める金額（以下「保険基準額」という。）を超えるときは、保険基準額及び保険基準額に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、保険基準額に対応する元本は、次の各号に定めるところにより保険基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつてゐるものと担保権の目的となつてゐないものとがあるときは、担保権の目的となつてゐないものに係る元本を先とする。

二 貯金等に係る債権で担保権の目的となつてゐないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。

三 前号の場合において、貯金等に係る債権で弁済期の同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。

四 前号の場合において、貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

五 貯金等に係る債権で担保権の目的となつてゐるものが同一人について二以上あるときは、機構が指定するものに係る元本を先とする。

第五十六条第三項（場合）の下に「又は第百十一条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けている場合」を加え、「金額から当該仮払金の支払を受けた額」を「金額につき政令で定めるところにより当該仮払金の支払及び同条第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）」に改め、同条第四項中「保険事故について保険金の支払が行われる場合に、当該」を削り、「規定により支払われるべき保険金の額」を「規定による保険金の額のうち政令で定めるところにより計算した額」に改める。

第五十七条第三項第二号中「第九十一条の二第五項」の下に「（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「特定漁業協同組合連合会につき、農水産業協同組合連合会につき、農業協同組合法第六十四条第七項第二号又は」に改め、「第九十一条の二第四項第二号」の下に「（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（貯金等に係る債権の額の把握）
第五十七条の二 機構は、保険事故が発生したことを知つたときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握しなければならぬ。

2 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その

旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他主務省令で定める事項について資料の提出を求めることができる。

3 前項の規定により資料の提出を求められた農水産業協同組合は、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）により、遅滞なく、これを提出しなければならない。

4 農水産業協同組合は、前項の規定による資料の提出に必要な貯金等に関するデータベース（貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したものをいう。）及び電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

第五十八条第一項第一号中「前条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項第三号中「又は信用事業の全部の譲渡若しくは信用事業の全部若しくは一部の譲受け（以下「信用事業譲渡等」という。）を、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に改め、同項第四号中「又は信用事業譲渡等」を「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」に改め、同条第三項第一号中「前条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同項第三号及び第四号中「又は信用事業譲渡等」を「信用事業譲渡等又は付保貯金移転」に改める。

第五十九条第三項中「当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について再生手続開始の決定」を「当該農水産業協同組合について破産法第二百六十条の規定による公告その他の政令で定める事由」に改める。

第六十条第一項中「応じ」の下に「政令で定めるところにより」を加え、「（利息その他これに準ずるもので政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第二項を

削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「応じ」の下に「政令で定めるところにより」を加え、同項を同条第三項とし、第三章第三節同条の次に次の一条を加える。

（課税関係）
第六十条の二 貯金者等が有する貯金等（第二

条第二項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。）に係る債権（以下この項において「貯金等債権」という。）について保険金の支払を受ける場合において、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する貯金等債権のうち利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該貯金等債権に係る貯金等の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるものの額となして、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）その他の所得税に関する法令の規定を適用する。

一 貯金 当該貯金の利子
二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づき給付補てん金（所得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。）
三 第二条第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二条第二項第四号に掲げる金銭 農林債券（割引の方法により発行されるものを除く。）の利子
2 前項の規定の適用がある場合における租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四條の二及び第四條の三の規定の特例その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十一条第一項中「又は合併等を行う漁業協同組合連合会水産業協同組合法第八十七条第一項第二号の事業を行うものに限り、かつ、特定漁業協同組合連合会であるものを除く。次項及び第六十七條の二において同じ。」を削り、

—

5 都道府県知事は、第一項のあつせんを行うため必要があると認めるときは、その必要の限度において、経営困難農水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組合となる営農生戸に次の二項を加える。

高いと認められる農水産業協同組合につき、業務又は財産の状況に関する資料を他の農

の美穂又ハ財庫の状況に關する資料を付の用

ある。その必要は、道徳を行ふことから来る。

3 耶直付景印事は、幾簿を付し、第一頁のあ

つせん又は前項の準備行為の実施に關し、必

要な協力を求めることができる。

第六十五条第一項中「第六十一条第一項」の下に、「第六十一条の二第一項」を加え、「農水産業協同組合等若しくは農水産業協同組合連合会

等」を「農水産業協同組合」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条第五項中「第六十一條第一項」の下に、「第六十

又は農水産業協同組合連合会等とこれらの者を「農水産業協同組合」と当該農水産業協同組合を「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合等」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同項と同条第六項とし、同条第四項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」と改め、同項と同条第五項とし、同条

同第三頁を第四頁とし、第二頁の次々の一頁

3 聖宮田雖農水産業協同組合（農水産業協同組合）を加える。

組合連合会であるものに限る。このついで、合

併等又は信用事業再建措置が行われることとな

く、その信用事業に係る業務の全部の廃止又

は解散が行われる場合において、当該経営困

難農水産業協同組合の会員である農水産業協

同組合に係る第一種保険事故が発生するおそ

れがあると認められるときは、当該第一種保

險事故につき保険金の支払を行うときに要す

ると見込まれる費用は、前項に規定する保険

0

金の支払を行うときに要すると見込まれる費用とみなす。

第六十五條に次の一項を加える。

7 前項の契約に係る資金援助のうちに損害担保が含まれているときは、当該契約に係る農水産業協同組合は、当該契約において、当該損害担保に係る貸付債権について利益が生じたときは当該利益の額の一部を機構に納付する旨を約するものとする。

第六十五條の次に次の一條を加える。

(優先出資の引受け等に係る資金援助)

第六十五條の二 第六十一條第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものであるときは、当該申込みに係る救済農水産業協同組合は、同項の規定による申込みと同時に、機構に対し、財務内容の健全性の確保等のための政令で定める方策を定めた計画を提出しなければならない。

2 委員会は、前条第一項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が当該申込みに係る救済農水産業協同組合の自己資本の充実に係る状況に照らし当該合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないことその他の主務大臣が定めて公表する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をすることができ

3 機構は、第六十一條第一項の規定による申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、主務大臣の承認を受けなければならない。

4 機構は、前条第一項の規定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資又は貸付債権の全部につきその処分をし、又は利益をもつてする消却若しくは返済を受けるまでの間、当該優先出資又は貸付債権に係

る救済農水産業協同組合に対し、第一項の規定により提出を受けた計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができ

第六十六條第一項中「農水産業協同組合等又は農水産業協同組合連合会等」を「農水産業協同組合」に、「前条第六項」を「第六十五條第六項」に、「救済農水産業協同組合等」を「救済農水産業協同組合」に改める。

第六十七條第一項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「若しくは水産業協同組合」を「水産業協同組合若しくは農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第十八号)」に、「主務大臣」を「主務大臣 次項において同じ」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、第九十四條第一項の規定により総会又は総代会の決議に代わる裁判所の許可を得て信用事業譲渡等を行うとした場合において、当該許可を得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事にその旨を報告し、併せて、機構にその旨を通知しなければならない。

第六十七條の二を削る。

第六十七條中「第六十九條」を「第六十八條」に改め、同条を第百三十四條とする。

第六十六條中「二」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第六十五條第三項」を「第六十五條第四項」に改め、「(除く。)」の下に「又は承認」を加え、「認可を」を「認可又は承認を」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第四十條第三項の規定に違反して、書類を備え置かず、又は閲覧に供しなかつたとき。

第七十六條を第百三十三條とする。

第七十四條及び第七十五條を削る。

第七十三條中「第三十七條第一項」の下に「又

は第五十七條の二第二項を加え、同条を第百三十三條とし、同条の次に次の二條を加える。

第百三十一條 法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社團等」という)を含む。以下この項において同じ)の代表者(人格のない社團等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百二十五條 二億円以下の罰金刑

二 第百二十八條又は前条 各本条の罰金刑

2 人格のない社團等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社團等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を適用する。

第百三十二條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした農水産業協同組合の理事は、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に定める公告、報告、通知若しくは催告をすることを怠り、又は不正の公告、報告若しくは通知をしたとき。

二 第八十三條第五項の規定に違反して、申出をせず、又は虚偽の申出をしたとき。

三 第八十五條第二項の規定により選任された管理人に事務の引渡しをしないとき。

四 第百十四條第七項の規定による弁済又は担保の提供若しくは財産の信託を怠つたとき。

2 管理人が、第八十四條第一項の規定により管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、被管理農水産業協同組合の理事又は清

算人に事務の引渡しをしないときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

3 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、三十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 農林中央金庫 農林中央金庫法第三十五條第一項各号又は農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十九條各号

二 農業協同組合連合会 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十九條各号

4 次の各号に掲げる農水産業協同組合の管理人は、当該各号に定める規定のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 農業協同組合又は農業協同組合連合会 農業協同組合法第百一條第一項各号

二 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会 水産業協同組合法第百三十條第一項各号

第七十二條第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「第六十八條の三第五項」を「第七十二條第五項」に、「又は第六十五條第四項」を「第六十五條第五項(第六十九條第四項、第百十一條第二項及び第百十二條第二項において準用する場合を含む)」、第七十七條第三項、第七十九條第二項、第百一條第二項、第百三十三條第二項又は第百六十六條第一項に改め、同条第二項中「第六十五條第三項」を「第六十五條第四項(第六十九條第四項、第百十一條第二項及び第百十二條第二項において準用する場合を含む)」に、「同条第一項」を「第六十五條第一項、第六十九條第一項、第百十一條第一項又は第百

十二条第一項に改め、同条を第百二十九条とし、同条の前に次の二条を加える。

第百二十七条 被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合及び農業協同組合連合会の経営管理委員並びに農林中央金庫の理事長及び副理事長を含む。第百三十二条第一項及び第二項において同じ。）、監事若しくは参事その他の使用人又はこれらの者であつた者が第八十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条の二第四項（第六十九條第四項において準用する場合を含む。）、第八十二条又は第百二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第八十八条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第七十一条中の「規定を」又は第九十条の規定に改め、同条を第百二十六条とし、第六章中同条の前に次の三条を加える。

第百二十三條 管理人又は管理人がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 管理人又は管理人が法人であるときは、管理人又は管理人の代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に關し賄賂を受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。管理人又は管理人の代理が法人である場合において、その役員又は職員が管理人又は管理人の代理の職務に關し管理人又は管理人の代理に賄賂を受受させ、又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、同様とす

る。

3 犯人又は法人たる管理人若しくは管理人の代理の收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第百二十四條 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百二十五條 第百十六條第一項又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第百十七條第一項、第二項若しくは第六項の規定による当該職員若しくは機構の職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

第六章を第九章とする。

第五章中第七十条の三を第百二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百二十二條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七十条の二を第百二十条とする。

第七十条第一項中（第六十五條第三項を除く。）を（第六十五條第四項並びに第六十五條の二第二項及び第三項（これらの規定を第六十九條第四項において準用する場合を含む。）を除く。）、第六章、第七章、第百一条第二項、第百三条、第百六條、第百八條及び第百十條第一項を除く。）、第百十六條第一項及び第二項、第百十七條第一項、第二項及び第六項に改め、同条

を第百十九条とする。

第五章中第六十九條を第百十八條とし、同条の前に次の七条を加える。

（貯金等の払戻しのための資金の貸付け）

第百十一條 機構は、次に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻し（第五十六條第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額に対応する貯金等につき行ふものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該貯金等に係る同条第一項から第三項までの規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をすることができる。

一 第八十三条第一項又は第二項の規定により管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合

二 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

三 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた経営困難農水産業協同組合

2 第六十五條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

3 再生手続開始の決定を受けた経営困難農水産業協同組合に対してされた第一項の規定による貸付けは、当該経営困難農水産業協同組合に係る再生手続又は破産手続における機構以外の債権者との関係においては、当該再生手続開始の決定より前にされたものとみなす。

4 第一項の決定に基づく資金の貸付けに要すると見込まれる費用は、第六十五條第二項の適用については、同項の資金援助に要すると見込まれる費用とみなす。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第百十二條 機構は、前条第一項各号に掲げる農水産業協同組合（同項第一号に掲げる農水産業協同組合にあつては、再生手続開始の申立てがあつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、その必要の限度において、当該申込みに係る資金の貸付けを行う旨の決定をすることができる。

2 第六十五條第四項から第六項までの規定は、前項の規定による決定について準用する。

（農水産業協同組合の總會等の招集手続の特例）

第百十三條 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合が行う信用事業譲渡等並びにその実施に必要な定款及び規程の変更について議決するための当該農水産業協同組合の總會は、総組合員、総役員又は総出資者の同意があるときは、農業協同組合法第四十三条の五第三項、水産業協同組合法第四十七条の五第三項（同法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十九條第二項及び第二十條第五項において準用する同法第五條並びに農林中央金庫法第八條において準用する民法第六十二条の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 前項の規定は、同項に規定する事項について議決するための総代会について準用する。

この場合において、同項中「総組合員、総役員又は総出資者」とあるのは「総代の全員」と、「農業協同組合法第四十三条の五第三項、水産業協同組合法第四十七条の五第三項（同法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」

「農業協同組合法第四十三条の五第三項、水産業協同組合法第四十七条の五第三項（同法第九十二条第三項、第九十六條第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。）」

とあるのは「農業協同組合法第四十八条第七項において準用する同法第四十三条の五第三項、水産業協同組合法第五十二條第六項（同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第四十七條の五第三項」と読み替へるものとする。

（信用事業譲渡等における債権者保護手続の特例）

第百十四條 第六十一條第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等又は付保貯金移転を援助するための第六十五條第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る債務の引受けは、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受ける債務に係る債権者（第五項において「移転債権者」という。）の承諾を得ないでこれを行うことができる。

2 農業協同組合法第五十條の二第四項において準用する同法第四十九條及び第五十條、水産業協同組合法第五十四條の二第三項（同法第九十二條第三項、第九十六條第三項及び第九十條第三項において準用する場合を含む。）において準用する同法第五十三條及び第五十四條並びに農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十一條において準用する同法第七條の規定は、前項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等については、適用しない。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る信用事業譲渡等又は付保貯金移転がされたときは、当該経営困難農水産業協同組合及び救済農水産業協同組合は、その日から二週間以内に、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転の内容の要旨及びこれに對し異議のある債権者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貯金者等その他政令で定める債権者以外の知れてゐる債権者には、

各別にこれを催告しなければならない。

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。
5 移転債権者が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該移転債権者に係る債務の引受けは、当該債務の引受けの時にさかのぼつてその効力を失ふ。ただし、第三者の権利を害することができない。

6 経営困難農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の経営困難農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べた場合において、当該債権者の債権につき第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により弁済を受けることができないこととなつた金額があるときは、当該債権者は、救済農水産業協同組合に對し、当該金額に相当する金銭の支払を請求することができる。

7 救済農水産業協同組合の債権者（第一項に規定する信用事業譲渡等又は付保貯金移転により救済農水産業協同組合が引き受けた債務以外の救済農水産業協同組合の債務に係る債権者に限る。）が第三項の期間内に異議を述べたときは、当該救済農水産業協同組合は、弁済し、又は相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相當の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該信用事業譲渡等又は付保貯金移転が当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（信託業務の承継における受託者更迭手続の特例）

第百十五條 経営困難農水産業協同組合であつて金融機關の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一條第一項の規定により信託業務を営むものが同項の規定により信託業務を営む農水産業協同組合に對

してする信用事業の譲渡を援助するための第六十五條第一項の規定による資金援助を行う旨の決定があつたときは、当該経営困難農水産業協同組合は、その引き受けた信託につき、信託法（大正十一年法律第六十二号）第四十六條、第四十九條第一項及び第七十一條の規定にかかわらず、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合（以下この条において「新受託者」という。）との間の信用事業の譲渡の契約をもつて受託者更迭をすることができる。

2 新受託者は、前項の規定による更迭が行われたときは、直ちに、当該更迭に係る信託の委託者（以下この条において「移転委託者」という。）又は受益者（以下この条において「移転受益者」という。）であつて当該更迭に異議のある者は一定の期間内に異議を述べべき旨を公告し、かつ、貸付信託その他の定型信託契約に係る信託として政令で定めるもの（第四項において「定型信託」という。）に係る移転委託者及び移転受益者以外の知れてゐる移転委託者及び移転受益者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。
4 第二項の期間内に異議を述べた移転委託者（定型信託であつて委託者が信託利益の全部を享受するものとして政令で定めるもの（次項及び第七項において「貸付信託等」という。）に係る移転委託者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転受益者の同意を得て、新受託者を解任することができる。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転受益者（貸付信託等に係る移転受益者を除く。）は、当該異議を述べた日から起算して一月以内に限り、移転委託者の同意を得て、新受託者を解任することができる。
6 信託法第四十五條の規定は、前二項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

7 第二項の期間内に異議を述べた貸付信託等に係る移転受益者は、新受託者に對し、第一項の規定による更迭が行われなければ有したであろう公正な価格で自己の受益権を買い取ることを請求することができる。

8 新受託者は、前項の請求があつた場合には、当該請求に係る受益権をその固有財産をもつて買い取らなければならない。この場合には、信託法第九條及び貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第十一條の規定は、適用しない。

9 商法第二百四十五條ノ三及び第二百四十五條ノ四並びに非訟事件手続法第二百六條第一項及び第三百三十二條ノ六の規定は、第七項の規定による請求について準用する。この場合において、必要な技術的説替へは、政令で定める。

10 第一項の規定による更迭が行われた場合において、信託法第五十五條第一項の規定による事務の引継ぎ（次項において「事務引継ぎ」という。）に移転受益者又は信託管理人が立ち會うことを要しない。

11 第一項の規定による更迭が行われた場合における事務引継ぎに移転受益者又は信託管理人が立ち會わなかつたときは、信託法第五十五條第二項の規定は、適用しない。
（報告又は資料の提出）

第百十六條 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に對し、その業務又は財産の状況に關し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第十一條の二第二項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合

会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第十一條の五第二項(同法第九十一條第一項、第九十六條第一項及び第九十七條第一項において準用する場合を含む。)に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法第九條第三項に、それぞれ規定する子会社(子会社とみなされる会社を含む。)をいう。次項及び次条において同じ。又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対し、当該農水産業協同組合の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

(立入検査)

第七百七十七條 主務大臣又は都道府県知事は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該職員に農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣又は都道府県知事は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に当該農水産業協同組合の子会社又は当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者の事務所その他の施設に立ち入らせ、当該農水産業協同組合に對する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による農水産業協同組合の子会社又は農水産業協同組合から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 主務大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入り、質問又は検査(次に掲げる事項を調査するために行うものに限る。)を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

一 第五十條第一項の規定による保険料の納付が適正に行われていないこと。

二 第五十七條の二第四項に規定する措置が講ぜられていないこと。

三 第七十一條第二項の貯金等債権について弁済を受けることができると見込まれる額

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第五章を第八章とし、第四章の次に次の三章を加える。

第五節 協定債権回収会社

(協定債権回収会社に係る業務)

第七十四條 機構は、債権回収会社と回収業務(経営困難農水産業協同組合から買い取つた資産の管理及び処分を行うこと)をいう。以下同じ。に關する協定(以下「協定」という。)を締結し、及び当該協定を実施するため、次の業務を行うことができる。

一 協定を締結した債権回収会社(以下「協定債権回収会社」という。)に對し、協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うこと。

二 協定債権回収会社に對し、第七十八條の規定による損失の補てん若しくは第七十九條第一項の規定による貸付けを行い、又は

協定債権回収会社が行う資金の借入れに係る同項の規定による債務の保証を行うこと。

三 次条第一項第二号の規定に基づき協定債権回収会社から納付される金銭の収納を行うこと。

四 協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うこと。

五 第一号、第二号又は前号の業務のために必要な調査を行うこと。

六 前各号の業務に附帶する業務を行うこと。

(協定)

第七十五條 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 協定債権回収会社は、機構から第七十七條第一項の規定による資産の買取りの委託の申出を受けた場合において、機構との間でその申出に係る委託の契約を締結したときは、当該委託に係る資産を機構に代わつて買い取り、その買い取つた資産に係る回収業務を行うこと。

二 協定債権回収会社は、毎事業年度、協定の定めによる業務により生じた利益の額として政令で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を機構に納付すること。

三 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りに關する契約又は第七十九條第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れに關する契約の締結をしようとするときは、あらかじめ、当該締結をしようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

四 協定債権回収会社は、第一号の規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該資産の買取りに係る回収業務の実施計画及び資金計画を作成し、機構の承認を受けること。

五 協定債権回収会社は、前号の実施計画又は資金計画を変更しようとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けること。

六 協定債権回収会社は、債権管理回収業に關する特別措置法第二十一條の規定により事業報告書を法務大臣に提出しようとするときは、併せて、これを機構に提出すること。

七 協定債権回収会社は、協定の定めによる回収業務の実施に支障が生じたときは、機構の指導又は助言を受けるため、速やかに機構に報告すること。

2 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る協定の内容が法令の規定に適合するものであり、かつ、機構と協定を締結しようとする債権回収会社が協定の定めによる回収業務を適切に行い得るものであると認めるときでなければ、当該認可をしてはならない。

(出資)

第七十六條 機構は、第七十四條第一号の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。

(資産の買取りの委託等)

第七十七條 機構は、第六十五條第一項(第六十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定により資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定債権回収会社に對し、機構に代わつて当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構は、前項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に關する条件を定め、これを協定債権回収会社に對して提

示するものとする。

3 機構は、協定債権回収会社との間で第一項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。

4 機構が協定債権回収会社との間で前項の委託に関する契約を締結したときは、第六十五条第六項(第六十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、第一項の決定に係る資金援助のうち資産の買取りに関する契約は、協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合(経営困難農水産業協同組合又は合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を取得した農水産業協同組合であつて、当該資産を保有している者をいう。次項において同じ。)との間で締結するものとする。

5 前項の規定により協定債権回収会社が資産保有農水産業協同組合との間で同項の契約を締結したときは、当該契約は、第六十五条第六項の規定により機構が当該資産保有農水産業協同組合との間で締結したものとなし、第六十六条第一項の規定を適用する。

(損失の補てん)

第七十八条 機構は、協定債権回収会社に対し、協定の定めによる業務の実施により協定債権回収会社に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

(資金の貸付け及び債務の保証)

第七十九条 機構は、協定債権回収会社から、協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定債権回収会社によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該

貸付け又は債務の保証を行うことができる。

2 機構は、前項の規定により協定債権回収会社との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を主務大臣に報告しなければならない。

(資金の融通のあつせん)

第八十条 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(協力依頼)

第八十一条 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(報告の徴求)

第八十二条 機構は、第七十四条に規定する業務を行うため必要があるときは、協定債権回収会社に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めることができる。

第六章 管理人による管理

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第八十三条 都道府県知事(この項に規定する処分に係る農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣。次項、第四項(次条第二項において準用する場合を含む。)、第五項、同条第一項、第八十五条第二項から第四項まで、第八十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)、第八十八条、第九十二条第一項及び第九十六条において同じ。)は、農水産業協同組合がその財産をもつて債務を完済することができな

いと認める場合又は農水産業協同組合がその業務若しくは財産の状況に照らし貯金等の払戻しを停止するおそれがあると認める場合若しくは農水産業協同組合が貯金等の払戻しを停止した場合であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水

産業協同組合に対し、管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下「管理を命ずる処分」という。)をすることができ、

一 当該農水産業協同組合の業務(第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、信用事業に係るものに限り、次号において同じ。)の運営が著しく不適切であること。

二 当該農水産業協同組合について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該農水産業協同組合が業務を行つていない地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること。

2 都道府県知事は、農水産業協同組合からその財産をもつて債務を完済することができな

い事態が生ずるおそれがあると認める旨の申出があつた場合において、当該事態が生ずるおそれがあり、かつ、前項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、当該農水産業協同組合に対し、管理を命ずる処分をすることができ、

3 前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法律の適用については、その財産をもつて債務を完済することができないと認められる農水産業協同組合(第二条第一項第一号、第三号及び第五号に掲げる者にあつては、主として信用事業に係る業務に起因して経営が困難となつたものに限る。)であつて、当該管理を命ずる処分を受けたもの(経営困難農水産業協同組合を除く。)は、経営困難農水産業協同組合とみなす。

しを停止するおそれがあるときは、その旨及びその理由を、文書をもつて都道府県知事に申し出なければならない。

(管理を命ずる処分の取消し)

第八十四条 都道府県知事は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(管理人の選任等)

第八十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理農水産業協同組合を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処分を行う権利は、管理人に専属する。農水協同組合法第四十七条(水産業協同組合法第五十一条(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫法第八十八条において準用する商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十七条の規定、農水協同組合法第五十条第三項(同法第五十条の二第四項及び第五十条の三第四項において準用する場合を含む。)、水産業協同組合法第五十四条第三項(同法第五十条の二第三項(同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。))、第五十四条の三第三項(同法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十七条第三項において準用する場合を含む。)、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第二十四条第二項及び農林中央金庫法第八十八条において準用する商法第三百八十条の規定、農業協同組合法第六十九条、水産業協同組合法第七十三条(同法第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第九十七条第五項において準用する場合を含む。))及び農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十六条第二

(總会の特別議決等に代わる許可)

第一類第八号 農林水産委員会議録第十一号

成十二年四月二十日

二 経営困難農水産業協同組合又はその財産をもつて債務を完済することができない農

ないときは、主務大臣に対し、第九十七条第三項の規定により定められた期限内に、第一

めの措置を定めた計画を提出しなければなら
ない。

2 主務大臣は、前項の規定により同項の農水
産業協同組合から提出を受けた計画を適当と
認めるときは、会議の議を経て、当該農水産
業協同組合に係る認定を取り消すものとす
る。

3 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規
定は、前項の規定による認定の取消しについ
て準用する。

4 主務大臣は、第一号措置に係る認定に係る
農水産業協同組合が第九十七条第三項の規定
により定められた期限内に次条第一項の申込
みを行わなかつた場合において、当該農水産
業協同組合が当該期限内に第一項の計画を提
出しなかつたときは、当該認定を取り消すも
のとする。

5 主務大臣は、第一項の規定により農水産業
協同組合が提出した計画を適当と認めない
ときは、当該認定を取り消すものとする。

6 主務大臣は、前二項の規定により第一号措
置に係る認定を取り消すときは、あらかじめ、
財務大臣の意見を聴かなければなら
ない。

7 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規
定は、第四項又は第五項の規定による第一号
措置に係る認定の取消しについて準用する。

8 主務大臣は、第四項又は第五項の規定によ
り第一号措置に係る認定が取り消された場合
において、当該取消しに係る農水産業協同組
合がその財産をもつて債務を完済することが
できない事態が生ずるおそれがあるときは、
第九十七条第一項の規定にかかわらず、会議
の議を経て、当該農水産業協同組合に対し、
第二号措置に係る認定を行うことができる。

9 第九十七条第二項、第四項及び第五項の規
定は、前項の規定による第二号措置に係る認
定について準用する。
(優先出資の引受け等の決定)

第百条 機構は、第一号措置に係る認定が行わ
れた場合において、当該認定に係る農水産業
協同組合から第九十七条第三項の規定により
定められた期限内に第一号措置に係る申込み
を受けたときは、主務大臣に対し、当該農水
産業協同組合と連名で、当該申込みに係る第
一号措置を行うかどうかの決定を求めなけれ
ばならない。

2 前項の申込みを行った農水産業協同組合
は、主務大臣に対し、経営の合理化のための
方策その他の政令で定める方策を定めた経営
の健全化のための計画を提出しなければなら
ない。

3 主務大臣は、次に掲げる要件のすべてに該
当する場合に限り、第一項の申込みに係る第
一号措置を行うべき旨の決定をするものとす
る。

一 第一項の申込みに係る取得優先出資(機
構が第一号措置により取得した優先出資を
いう。以下この章において同じ。)又は取得
貸付債権(機構が第一号措置により取得し
た貸付債権をいう。以下この章において同
じ。)の処分をすることが著しく困難である
と認められる場合でないこと。

二 前項に規定する経営の健全化のための計
画の確実な履行等を通じて、当該農水産業
協同組合の次に掲げる方策の実行が見込ま
れること。

イ 経営の合理化のための方策
ロ 経営責任の明確化のための方策

4 主務大臣は、前項の決定を行うときは、財
務大臣の同意を得なければならない。

5 主務大臣は、第一項の決定を行ったとき
は、その旨を当該農水産業協同組合及び機構
に通知しなければならない。

6 主務大臣は、第一項の申込みに係る第一号
措置を行わない旨の決定がされたときは、直
ちに、当該申込みをした農水産業協同組合が
受けた第一号措置に係る認定を取り消すもの
とする。

とする。

7 前条第六項から第九項までの規定は、前項
の規定による第一号措置に係る認定の取消し
について準用する。

(機構による優先出資の引受け等)

第百一条 機構は、前条第三項の規定による決
定がされたときは、当該決定に従い、優先出
資の引受け等を行うものとする。

2 機構は、前項の規定に基づき優先出資の引
受け等を行ったときは、速やかに、その内容
を主務大臣(都道府県知事の監督に係る農水
産業協同組合から優先出資の引受け等を行つ
た場合にあっては、主務大臣及び当該都道府
県知事)に報告しなければならない。

(計画の公表等)

第百二条 主務大臣は、第百条第三項の規定に
よる決定をしたときは、同条第二項の規定に
より提出を受けた計画を公表するものとす
る。ただし、信用秩序を損なうおそれのある
事項、当該計画を提出した農水産業協同組合
の貯金者等その他の取引者の秘密を害するお
それのある事項及び当該農水産業協同組合の
業務の遂行に不当な不利益を与えるおそれ
のある事項については、この限りでない。

2 主務大臣は、機構が取得優先出資又は取得
貸付債権の全部につきその処分をし、又は利
益をもつてする消却若しくは返済を受けるま
での間、当該取得優先出資又は取得貸付債権
に係る農水産業協同組合に対し、第百条第二
項の規定により提出を受けた計画の履行状況
につき報告を求め、これを公表することがで
きる。

(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)

第百三条 機構は、取得優先出資又は取得貸付
債権について譲渡その他の処分を行おうとす
るときは、主務大臣の承認を受けなければな
らない。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速や
かに、その内容を主務大臣(当該処分に係る

農水産業協同組合が都道府県知事の監督に係
るものである場合にあっては、主務大臣及び
当該都道府県知事に報告しなければならない
い。

(管理を命ずる処分及び資金援助の特例)

第百四条 主務大臣は、第九十七条第二項又は
第九十九条第八項(第百条第七項において準
用する場合を含む。)の規定による第二号措置
に係る認定が行われた場合には、第八十三条
第一項及び第二項の規定にかかわらず、直ち
に、当該認定に係る農水産業協同組合に対
し、管理を命ずる処分をするものとする。

2 前項の規定による管理を命ずる処分があつ
た場合におけるこの法律の適用については、
当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同
組合(経営困難農水産業協同組合を除く。)は、
経営困難農水産業協同組合とみなす。

3 第一項の規定による管理を命ずる処分があ
つた場合における第三章第四節(第六十三
条第六項及び第六十五条第五項を除く。)の規定
の適用については、当該管理を命ずる処分を
受けた農水産業協同組合(主務大臣の監督に
係るものを除く。)は、主務大臣の監督に係る
農水産業協同組合とみなす。

4 第六十五条第二項の規定は、第一項の規定
により管理を命ずる処分を受けた農水産業協
同組合を経営困難農水産業協同組合として行
う合併等に係る資金援助について同条第一項
の委員会の議決を行う場合には、適用しな
い。この場合において、委員会は、当該資金
援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に
照らし当該資金援助に係る合併等が行われる
ために必要な範囲を超えていないと認めると
きは、当該資金援助を行う旨の決議をするこ
とができる。

(危機対応助定)

第百五条 機構は、前条第四項の規定による決
議に係る資金援助を行うときは、第四十条の
二第二号に掲げる業務(以下「危機対応業務」

という)に係る勘定(以下「危機対応勘定」という)から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れは、危機対応業務とみなす。
(負担金に係る決定)

第百六条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月以内に、主務大臣に報告しなければならない。

一 前条第一項の規定により危機対応勘定から一般勘定に繰り入れた金額

二 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額

三 取得優先出資又は取得貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額

四 収納した負担金の金額

五 その他政令で定める事項

2 主務大臣は、前項の報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該報告を受けた時(以下この項において「報告時」という)の属する事業年度以後の各事業年度において次条第一項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金(以下この項及び次項において「負担金」という)に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間を定めるものとする。

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定の欠損金が負担金で賄われるように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱いをしないように定めなければならない。

一 第一項の報告に係る事業年度における同項各号に掲げる事項

二 農水産業協同組合の財務の状況

4 主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めたときは、官報により、これを公告しなければならない。

5 主務大臣は、第二項の規定により負担率及び納付期間を定めるため必要があると認めるときは、機構に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出を求めることができる。

(負担金の納付等)

第百七条 農水産業協同組合は、前条第四項(次条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該公告に係る納付期間中、機構の危機対応業務の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、当該公告に係る納付期間に含まれる各年の六月三十日までに、主務省令で定める書類を提出して、負担金を納付しなければならない。

2 前項の規定により農水産業協同組合が納付すべき負担金(以下「負担金」という)の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の三月三十一日における負債(主務省令で定めるものを除く。)の額の合計額に、前条第二項の規定により定められた負担率を乗じて計算した金額とする。

3 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、負担金について準用する。

(負担率等の変更)

第百八条 機構は、その借入金の金利の変動、次条第一項の規定による政府の補助その他の事由(第百六条第一項各号に掲げる事項に係るものを除く。)により、負担金に過不足が生

ずることが明らかとなった場合には、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

2 主務大臣は、前項の報告に係る負担金の過不足を調整するために必要な限度で、第百六条第二項の規定により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。

3 第百六条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により主務大臣が負担率及び納付期間を変更する場合について準用する。

(政府の補助)

第百九条 政府は、負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄うとしたならば、農水産業協同組合の財務の状況を著しく悪化させ、我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認められるときに限り、予算で定める金額の範囲内において、機構に対し、当該業務に要する費用の一部を補助することができる。

2 機構は、負担金が納付されない事業年度(前項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。)において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として主務省令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、同項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

3 前項の規定による納付金に關し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

(借入金)

第百十條 機構は、危機対応業務を行うため必要があると認めるときは、政令で定める金額の範囲内において、主務大臣の認可を受けて、日本銀行、金融機関その他の者から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。

2 第四十二条第四項及び第五項並びに第四十二条の二の規定は、前項の規定により機構が

資金の借入れをする場合について準用する。

第六十八條の四第一項中「有する貯金等債権」の下に「(第二條第二項第四号に掲げるもののうち割引の方法により発行される農林債券に係るものを除く。以下この条において同じ。)」を加え、「(昭和四十年法律第三十三号)」を削り、同項に次の二号を加える。

三 第二條第二項第三号に掲げる金銭 当該金銭に係る同号に規定する金銭信託の収益の分配

四 第二條第二項第四号に掲げる金銭 農林債券(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

第六十八條の四第二項中「第六十八條第二項ただし書」を「第七十條第二項ただし書」に改め、同条第三項中「(昭和三十三年法律第二十六号)」を削り、第四章中同条を第七十三條とする。

第六十八條の三第二項中「当該農水産業協同組合が破産の宣告を受け、又は当該農水産業協同組合について再生手続開始の決定を」を「当該農水産業協同組合について破産法第二百六十條の規定による公告その他の政令で定める事由」に改め、同条第四項中「第六十八條第二項ただし書」を「第七十條第二項ただし書」に改め、同条第六項中「第六十八條第二項」を「第七十條第二項」に改め、同条を第七十二條とし、第六十八條の二を第七十一條とする。

第六十八條第一項中「第五十九條第一項各号」を「次の各号」に、「当該各号」を「第五十九條第一項各号」に改め、「地方公共団体から受け入れた貯金、特定漁業協同組合連合会が農水産業協同組合である会員から受け入れた貯金その他の」を削り、同項に次の各号を加える。

一 第一種保険事故が発生した場合であつて、第五十八條第一項の保険金の支払の決定があつたときその他貯金者等の保護のため必要があると認めるとき。

二 第五十九條第一項第二号又は第三号に掲げる場合

第六十八條第二項中「第六十八條の三第一項」を「第七十二條第一項」に改め、同条を第七十條とする。

第三章第四節中第六十七條の次に次の二条を加える。

(農林中央金庫に係る業務の継続の特例)

第六十八條 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、農林中央金庫法その他の農林中央金庫の業務に関する法令により行うことができ、ない業務に属する契約又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係る合併等により承継した場合に、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することができる。

2 適格性の認定等を受けた農林中央金庫は、前項に規定する契約に関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合において、期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成し、当該計画につき主務大臣の承認を受けたときは、合併等の日における当該契約の総額を超えない範囲内において、かつ、当該計画に従い、同項の期限が満了した契約を更新して、又は同項の期間を超えて、当該業務を継続することができる。

3 適格性の認定等を受けた農林中央金庫については、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律第十三條第二項から第四項までの規定(同法第二十一條において準用する場合を含む。)は、適用しない。

(追加的資金援助)

第六十九條 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係る救済農水産業協同組合又は当該資金援助に係る合併により設立された農水産業協同組合から追加的資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った農水産業

協同組合に対する追加的資金援助(第四項において「追加的資金援助」という。)を行うことができる。

2 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、合併等(第六十一條第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等)のうち経営困難農水産業協同組合がその信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付保貯金移転に限る。以下この項及び第四項において同じ。に係る経営困難農水産業協同組合の資産又は次の各号に掲げる合併若しくは信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、前項の規定による申込みに係る資金援助のうち合併等に係る経営困難農水産業協同組合の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る救済農水産業協同組合は、当該経営困難農水産業協同組合と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものとする。

一 第六十一條第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する農水産業協同組合の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限り。) 二 第六十一條第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立された農水産業協同組合の資産(当該合併前に経営困難農水産業協同組合の資産であつたものに限り。) 三 第六十一條第二項第三号に掲げる信用事業譲渡等 同号の他の農水産業協同組合の資産で当該信用事業譲渡等により譲り受けられたもの

3 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる合併又は信用事業譲渡等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うものとする。

4 第六十一條第六項、第六十五條及び第六十五條の二の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十一條の二の規定は資金援助に係る合併等を行った救済農水産

業協同組合について、前条の規定は追加的資金援助について、それぞれ準用する。この場合において、第六十五條第二項中「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要する」と見込まれる」とあるのは、「及び当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合につき当該譲渡前に行われた委員会の議決に係る資金援助に要する」と見込まれた費用並びに当該経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要する」と見込まれた」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

附則第六條の八中「附則第六條の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に改め、同条を附則第六條の九とする。

附則第六條の七第一項中「附則第六條の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に、「附則第六條の四第三項」を「附則第六條の五第三項」に、「第六十五條第五項」を「第六十五條第六項」に改め、同条を附則第六條の八とする。

附則第六條の六第一項中「附則第六條の四第一項」を「附則第六條の五第一項」に、「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に改め、同条を附則第六條の七とする。

附則第六條の五第一項中「農水産業協同組合等」を「農水産業協同組合」に、「附則第六條の三第一項のあつせん」を「特定合併のあつせん」に、「資産の買取り及び債務の引受けを除く」を「第六十一條第一項第一号、第二号又は第四号に掲げるものに限り」に改め、同条を附則第六條の六とする。

第一項のあつせん(以下「特定合併のあつせん」という。)に改め、「特定合併」の下に「(二)以上の経営困難農水産業協同組合を全部の当事者とする合併で合併により農水産業協同組合が設立されるものをいう。以下同じ。」を加え、同条第三項中「及び第六十五條」を「第六十五條及び第六十五條の二」に改め、同条を附則第六條の五とする。

附則第六條の三を削り、附則第六條の二を附則第六條の四とし、附則第六條の次に次の二条を加える。

(保険金の額の特例)

第六條の二 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日まで発生した保険事故(附則第七條第五項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第八條第四項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第五十六條第一項から第三項までの規定にかかわらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(外貨貯金その他の政令で定める貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第五十五條第一項の請求をした時において現に有するもの(同条第三項の仮払金の支払又は第六十一條第一項の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。))に限る。以下この項において同じ。のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

一 貯金等のうち為替取引に用いられるものとして政令で定める貯金(以下この条において「特定貯金」という。) 当該特定貯金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)

上ある場合には、その合計額)

一 第一項に規定する保険事故に係る第五十五条第一項に規定する保険金の支払の請求があつた場合 第六十条第一項

平成十四年六月三十日までで納付する保険料の額は、第五十一条第一項の規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間の各日（日曜日その他政令で定める日を除く。）における特定貯金の額の合計額を平均した額及びその他貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれ

は、同項第二号中「掲げる合併」とあるのは「掲げる合併又は附則第六条の五第一項に規定する特定合併」と、「当該合併」とあるのは「当該合併又は特定合併」とする。

附則第六条の十第四号中「附則第六条の八」を「附則第六条の九」に改め、同号を同条第五号と

第三項」を「第七十一条第三項」に改め、同条第四項中「第六十八条第一項」を「第七十条第一項」に、「第六十八條の二第二項」を「第七十一条第一項」に改める。

附則第九条第一項第一号中「附則第六條の二」を附則第六條の四に改め、同条第二項中「特

を削り、「支払の下に(第五十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう。)」を加え、同条第三項中「収納と、」の下に「第四十条の二第一号中「次号」とあるのは「次号及び附則第九条第一項各号」とを加え、「機構の業務に」を削る。附則第十條第一項中「平成十二年」を「平成十三年に改める。

附則第十一條中「平成十三年度末」を「平成十四年度末」に改める。

附則第十二條中「第七十條第一項本文」を「第一百九條第一項本文」に改め、「附則第六條の三第一項、同條第三項において準用する第六十三條第五項、第六項及び第八項を削り、「附則第六條の四第三項」を「附則第六條の五第三項」に、「附則第六條の五第二項」を「附則第六條の六第二項」に、「附則第六條の六第三項」を「附則第六條の七第三項」に、「附則第六條の七第一項」を「附則第六條の八第一項」に、「附則第六條の八」を「附則第六條の九」に改める。

附則第十四條中「附則第六條の七第一項」を「附則第六條の八第一項」に改める。

(農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律の一部改正)

第二條 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律(平成八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四條」を「第二十五條」に、「第二十五條」を「第二十六條」に、「第二十八條」を「第二十九條」に改める。

第二條第二項及び第十八條中「全部」を「全部又は一部」に改める。

第十九條の見出し中「事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約書」に改め、同條第一項中「事業譲渡」を「事業譲渡のうち信用事業の全部の譲渡に係るもの(以下「全部事業譲渡」という。))」に、「事業譲渡契約書」を「全部事業譲渡契約書」に改める。

第二十八條中「一」を「いずれかに」に改め、

同條第一号中「第二十二條」を「第二十一條」に、「第二十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條第三号及び第四号中「第二十二條」を「第二十一條」に改め、同條第七号中「第二十三條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同條第八号中「第二十二條又は第二十五條第一項」を「第二十三條又は第二十六條第一項」に改め、同條第二十九條とする。

第二十七條中「又は第十九條第一項の事業譲渡契約書」を「第十九條第一項の全部事業譲渡契約書又は第二十二條第一項の一部事業譲渡契約書に改め、同條を第二十八條とし、第二十六條を第二十七條とする。

第二十五條第一項中「第二十二條」を「第二十一條」に改め、同條を第二十六條とする。

第三章中「第二十四條」を「第二十五條」とし、第二十三條を第二十四條とする。

第二十二條中「事業譲渡」を「全部事業譲渡」に改め、同條を第二十三條とし、第二十一條を第二十二條とする。

第二十條中「あるのは、」を「あるのは」に、「全部」を「全部又は一部」に改め、「譲り受けた」との下に「当該信用農業協同組合連合会」とあるのは「当該譲り受けた信用事業に係る当該信用農業協同組合連合会」とを加え、同條を第二十一條とする。

第十九條の次に次の一條を加える。

(一部事業譲渡契約書の承認)

第二十條 農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会は、事業譲渡のうち信用事業の一部の譲渡に係るものを行うには、一部事業譲渡契約書を作成し、それぞれ総会の承認を受けなければならない。

2 農林中央金庫における前項の承認の決議は、出席した出資者の議決権の過半数による議決を必要とする。

3 農林中央金庫は、一部事業譲渡決議を総代会で行うことができる。この場合には、出席

した総代の議決権の過半数による議決を必要とする。

4 信用農業協同組合連合会における一部事業譲渡決議については、農業協同組合法第四十五條第一項の規定を準用する。

5 一部事業譲渡決議については、第五條の規定を準用する。

附則

(施行期日)
第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)
第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に第一條の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保険法(以下「新法」という。))第四十九條第二項に規定する保険事故が発生している農水産業協同組合(新法第二條第二項、第四号、第六号及び第七号に掲げる者(同項第四号に掲げる者)については、同項第三号に掲げる者から水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一條第一項第二号の事業譲り受けたものを除く。)に限る。以下この条において同じ。)その他これに準ずるものとして政令で定める農水産業協同組合については、新法の規定は、適用しない。

2 前項に規定する農水産業協同組合のうち、施行日後にその事業及び財産の状況が再び正常になったと認められるもので、主務大臣が指定するものについては、その指定をした日から、新法の規定を適用する。

第三條 新法第四十條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

第四條 新法第五十六條及び新法附則第六條の二の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九條第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した第一條

の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法(以下「旧法」という。))第四十九條第二項に規定する保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第五條 新法第三章第四節の規定は、施行日以後に新法第六十五條第一項の資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前に旧法第六十五條第一項の資金援助を行う旨の決定をした場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第六條 新法第四章の規定及び新法附則第八條の規定は、施行日以後に発生する新法第四十九條第二項に規定する保険事故に係る新法第七十條第一項に規定する貯金等債権について適用し、施行日前に発生した旧法第四十九條第二項に規定する保険事故に係る旧法第六十八條第一項に規定する貯金等債権については、なお従前の例による。

第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法の一部改正)
第八條 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二條ノ二第四項及び第九項第一号並びに第二十二條ノ三第四項第二号中「第二十條」を「第二十一條」に改める。

(地方税法の一部改正)
第九條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第十四号イ及びト中「第六十八條第一項」を「第七十條第一項」に、「第六十八條第二項ただし書」を「第七十條第二項ただし書」に、「第六十八條の四第二項」を「第七十三條第二項」に改める。

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部改正)
第十條 金融機能の早期健全化のための緊急措置

に關する法律(平成十年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「合併等」の下に「及び農水産業協同組合貯金保險法(昭和四十八年法律第五十三号)第六十一條第一項に規定する資金援助に係る同項の合併等」を加える。

(確定拠出年金法の一部改正)

第十一條 確定拠出年金法(平成十二年法律第号)の一部を次のように改正する。

附則第一條第一号中「及び第二十四條」を「から第二十四條の三までに改める。

附則第二十四條の次に次の二條を加える。

(農水産業協同組合貯金保險法の一部改正)

第二十四條の二 農水産業協同組合貯金保險法(昭和四十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「この条」の下に、「次條」を、「次項」の下に「及び次條」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(確定拠出年金に係る貯金等の特例)

第五十六條の二 一の保險事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法(平成十二年法律第号)第二條第七項第一号に規定する資産管理機關(同法第八條第一項第一号に規定する信託の受託者に限る。)又は同法第二條第五項に規定する連合會(以下「資産管理機關等」という。)である場合におけるその者の保險金の額は、前條第一項から第三項までの規定にかかわらず、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額に第三号に掲げる金額を加えた金額とする。

一 当該資産管理機關等の貯金等に係る債權のうち確定拠出年金の積立金(確定拠出年金法第八條第一項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。)の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等(同法第二條第七項第一号イに規定する加入者等をいう。以下この

条において同じ。)のそれぞれにつき、当該保險事故が発生した日(以下この項において「保險事故日」という。)において現に当該資産管理機關等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債權のうち当該加入者等の個人別管理資産額(同法第二條第十三項に規定する個人別管理資産額をいう。)に相当する金額の部分(次項において「個人別管理資産額相当貯金等債權」という。)を当該加入者等の貯金等に係る債權とみなして前條第一項から第三項までの規定を適用した場合に保險金の額とされる金額の合計額

二 保險事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債權について前條第一項から第三項までの規定によりそれぞれ保險金の額とされる金額の合計額

三 保險事故日において現に当該資産管理機關等が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債權のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて前條第一項から第三項までの規定により保險金の額とされる金額

前項第一号の規定により前條第二項の規定を適用する場合における保險基準額に對する元本は、次の各号に定めるところにより、保險基準額に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第一号の規定を適用する前の当該加入者等の貯金等に係る債權と当該資産管理機關等の貯金等に係る債權のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債權があるときは、当該加入者等の貯金等に係る債權の元本を先とする。

二 当該資産管理機關等の貯金等に係る債權のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当貯金等債權が二以上あるときは、

機構が指定するものに係る元本を先とする。

3 第一項の場合において、第五十五條第一項の規定により資産管理機關等に保險金の支払が行われたときは、当該保險金のうち加入者等に係る第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した額に相當する額は、当該加入者等の個人別管理資産(確定拠出年金法第二條第十二項に規定する個人別管理資産をいう。)に積み立てられたものとみなす。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第五十六條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六條第一項から第三項まで並びに第五十六條の二第一項及び第二項」とする。

一 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合の貯金等に係る債務を他の農水産業協同組合が引き受けるとき。

第二條第九項

二 第一項の場合において、第五十五條第一項に規定する保險金の支払の請求があつたとき。

第六十條第一項

三 第一項の場合において、経営困難農水産業協同組合が信用事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するとき。

第六十一條第二項第三号

5 第一項の場合において、機構が第百一十一條第一項各号に掲げる農水産業協同組合から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けたときにおける同項の規定の適用については、同項中「第五十六條第一項から第三項まで」とあり、及び「同條第一項から第三項まで」とあるのは、「第五十六條第一項から第三項まで並びに第五十六條の二第一項及び第二項」とする。

5 第一項に規定する保險事故が発生した場合における第五十六條の二の規定の適用については、同條第一項中「前條第一項から第三項まで」とあるのは「附則第六條の二第一項から第三項まで」と、同條第二項中「前條第二項」とあるのは「附則第六條の二第二項」とする。

附則第七條第一項及び第九條第二項中「第五十六條第一項から第三項まで」の下に「並びに第五十六條の二第一項及び第二項」を加える。

(農水産業協同組合貯金保險法の一部改正に伴う経過措置)

第二十四條の三 前條の規定による改正後の農水産業協同組合貯金保險法第五十六條の二の規定は、平成十三年四月一日以後に發生する同法第四十九條第二項に規定する保險事故(以下この条において「保險事故」という。)に係る保險金について適用し、同日前に發生した保險事故に係る保險金については、なお従前の例による。

理 由

最近における我が國の金融環境の変化に対応し、経営困難農水産業協同組合の的確な処理を図るため、連合會及び農林中央金庫を対象に加えるほか、合併等に対する資金援助の適用範圍を拡大し、かつ、協定債權回収會社の活用、管理人による管理、金融危機に対応するための措置等の制度を創設するとともに、資金援助及び貯金等債權の買取りの特例の延長等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律案

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律

目次

第一章 總則(第一條—第五條)

第二章 農水産業協同組合の再生手続の特例

第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等(第六条―第十一号)

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限(第十二条―第二十八号)

第三章 農水産業協同組合の破産手続の特例

第一節 監督庁による破産の申立て等(第二十九号―第三十三号)

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限(第三十四号―第四十六号)

第四章 雑則(第四十七号―第四十八号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、農水産業協同組合の再生手続及び破産手続について、監督庁による申立て、農水産業協同組合貯金保険機構による貯金者等のためにこれらの手続に属する行為の代理等に関し必要な事項を定めることにより、貯金者等の権利の実現を確保しつつ、これらの手続の円滑な進行を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農水産業協同組合」とは、農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合をいう。

2 この法律において「貯金等債権」とは、農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等(政令で定めるものを除く。次項において「貯金等」という。)に係る債権をいう。

3 この法律において「貯金者等」とは、貯金等に係る債権者をいう。

4 この法律において「監督庁」とは、次に定める行政庁をいう。

一 農協協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第九十

三条第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合(第十一号第一項において「組合」と総称する。)については、都道府県の区域を超える区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。

二 農協協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合法第八十七号第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会及び同法第九十七号第一項第二号の事業を行う水産加工工業協同組合連合会(第十一号第一項において「連合会」と総称する。)については、都道府県の区域を超える区域を地区とするもの及び都道府県の区域を地区とするものにあつては農林水産大臣及び内閣総理大臣とし、その他のものにあつては都道府県知事とする。

三 農林中央金庫にあつては、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。

(再生事件等の管轄の特例)

第三条 農水産業協同組合に係る再生事件及び破産事件について、次の各号に掲げる裁判所が当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する場合には、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五条及び第六条並びに破産法(大正十一年法律第七十一号)第六十五条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める裁判所にも、再生手続開始及び破産の申立て(次項において「再生手続開始等の申立て」という。)をすることができ、

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(東京地方裁判所を除く。)

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所(大阪地方裁判所を除く。)

大阪地方裁判所

第二百五条の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、同項に規定する事件は、先に再生手続開始等の申立てがあつた裁判所が管轄する。

(再生事件等の移送の特例)

第四条 裁判所は、前条第一項に規定する事件が係属している場合(同項の規定により係属している場合を除く。)

2 裁判所は、前条第一項の規定により同項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があるときは、民事再生法第五号及び第六号並びに破産法第二百五条の規定にかかわらず、職権で、これらの事件を同項の規定により管轄権を有する地方裁判所に移送することができる。

第五条 裁判所は、第三条第一項の規定により同項に規定する事件が係属している場合において、著しい損害又は遅滞を避けるため必要があると認めるときは、民事再生法第六号第二項及び破産法第二百四十五号の規定にかかわらず、職権で、当該事件に係る民事再生法第六号第一項に規定する異議の訴え又は破産法第二百四十四号第一項に規定する訴えに係る訴訟を当該農水産業協同組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

(再生債権の確定に関する訴訟等の移送の特例)

第二章 農水産業協同組合の再生手続の特例

第一節 監督庁による再生手続開始の申立て等

第六号 監督庁は、農水産業協同組合に破産の原因たる事実の生ずるおそれがあるときは、裁判所に對し、再生手続開始の申立てをすることが

できる。

2 農林水産大臣及び内閣総理大臣は、前項の規定により再生手続開始の申立てをすることが信用秩序の維持に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、あらかじめ、信用秩序の維持を図るために必要な措置に関し、財務大臣に協議しなければならない。

3 第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをするときは、民事再生法第二十三号第一項の規定は、適用しない。

(監督庁への通知等)

第七号 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合(前条第一項の規定により監督庁が再生手続開始の申立てをした場合を除く。次項において同じ。)

2 監督庁は、農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所に對し、意見を述べることができる。

(他の手続の中止命令等の申立て等)

第八号 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合には、監督庁は、民事再生法第二十六号第一項、第二十七号第一項及び第三十号第一項(これらの規定を同法第三十六号第二項において準用する場合を含む。)、第六十四号第一項並びに第七十九号第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)

2 前項に規定する場合には、監督庁は、民事再生法第九号前段の規定にかかわらず、同法第二十六号第一項の規定による中止の命令、同法第二項の規定による決定及び同条第三項の規定による取消しの命令、同法第二十七号第一項の規定による禁止の命令、同法第三十号第一項の規定による保全処分及び同法第三十号第一項の規定による決定、同法第六

十四条第一項の処分及び同条第四項の規定による決定並びに同法第七十九条第一項の処分及び同条第四項の規定による決定に対して、即時抗告をすることが出来る。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

(担保権の実行としての競売手続の中止命令の申立て)

第九條 農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあつた場合には、監督庁は、再生手続開始の決定前に限り、民事再生法第三十一条第一項に規定する申立てをすることが出来る。

(再生手続開始の申立てを棄却する決定に対する即時抗告)

第十條 監督庁は、民事再生法第九條前段の規定にかかわらず、第六條第一項の規定による再生手続開始の申立てを棄却する決定に対して、同法第三十六條第一項の即時抗告をすることが出来る。

(信用事業の譲渡に関する総会又は総代会の議決に代わる許可)

第十一條 組合又は連合会についての再生手続開始後において、組合又は連合会である再生債務者(民事再生法第二條第一号に規定する再生債務者をいう。以下この項において同じ)がその財産をもって債務を完済することができなるときは、裁判所は、再生債務者等(同条第二号に規定する再生債務者等をいう。第二十三條第一項及び第二十八條第一項において同じ)の申立てにより、当該再生債務者の信用事業(農業協同組合法第十一條第二項に規定する信用事業及び水産業協同組合法第十一條の三第二項(同法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第九條第一項において準用する場合を含む)に規定する信用事業をいう。以下この項において同じ)の全部又は一部の譲渡について農業協同組合法第四十六條及び第五十條の二第一項又は水産業協同組合法第四十八條第一項及び第五十條(これらの規定を同法第九十二條第三項、第九

十六條第三項及び第九十六條第三項において準用する場合を含む)に規定する総会又は総代会の議決に代わる許可を与えることができる。ただし、当該信用事業の全部又は一部の譲渡が信用事業の継続のために必要である場合に限る。

2 民事再生法第四十三條第二項から第七項までの規定は、前項の許可の決定があつた場合について準用する。この場合において、同条第二項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、同条第四項中「株主」とあるのは「組合員又は会員」と、「株主名簿」とあるのは「組合員名簿若しくは組合員名簿」と、「株主が」とあるのは「組合員若しくは組合員が」と、同条第六項中「株主」とあるのは「組合員又は組合員」と読み替へるものとする。

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限

(包括的禁止命令に関する送達の特例)

第十二條 農水産業協同組合について民事再生法第二十八條第一項(同法第三十六條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)に規定する決定があつた場合には、再生債権者である貯金者等に対しては、同法第二十八條第一項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、農水産業協同組合貯金保険機構(以下「機構」という)に対して、民事再生法第二十八條第一項の決定の本文を記載した書面を送達しなければならない。

(再生債権届出期間についての機構の意見の聴取)

第十三條 裁判所は、農水産業協同組合について再生手続開始の決定をしようとするときは、あらかじめ、民事再生法第三十四條の規定により定める再生債権の届出をすべき期間について、機構の意見を聴かなければならない。

(再生手続開始の決定等に関する送達の特例)

第十四條 農水産業協同組合について再生手続開始の決定をしたときは、再生債権者である貯金

者等に対しては、民事再生法第三十五條第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、民事再生法第三十五條第一項に規定する事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 農水産業協同組合の再生手続において、第十六條第一項の規定による貯金者表の提出があるまでに、民事再生法第三十四條の規定により定められた期間に変更を生じた場合又は再生手続開始の決定を取り消す決定が確定した場合においては、再生債権者である貯金者等であつて同法第九十四條第一項の規定による届出をしていないものに對しては、同法第三十五條第三項において準用する同条第二項の規定又は同法第三十七條の規定による送達は、することを要しない。

4 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、民事再生法第三十四條の規定により定められた期間について生じた変更の内容又は再生手続開始の決定を取り消す決定の本文を記載した書面を送達しなければならない。

(貯金者表の作成等)

第十五條 機構は、前条第二項の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である貯金等債権(機構が債権者であるものを除く。第四項において同じ)について、民事再生法第九十九條第二項に規定する事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

2 機構は、前項の規定により貯金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、民事再生法第三十四條の規定により裁判所が定めた再生債権の届出をすべき期間(以下この節において「再生債権届出期間」という)の末日の前日までの間、貯金者表を貯金者等の縦覧に供しなければならない。

3 前項の規定による貯金者表の縦覧の開始の日には、再生債権届出期間の末日の前日の二週間以上前の日でなければならない。

4 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されていない貯金

等債権があることを知ったときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第一項に規定する事項の記載の追加をしなければならない。当該貯金者表に記載されている貯金等債権について当該貯金者等の利益となる記載の変更を加へるべきことを知ったときも、同様とする。

5 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等の承諾を得て、当該貯金者等に係る貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。ただし、機構が、当該貯金者表に記載されている貯金者等に係る貯金等債権を、農水産業協同組合貯金保険法第六十條第一項若しくは第三項の規定により取得し、又は同法第七十條の規定により買取った場合において、当該貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うときは、当該貯金者等の承諾を要しない。

(貯金者表の提出等)

第十六條 機構は、再生債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第四項前段の規定は、機構が、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権(機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が民事再生法の規定により裁判所に届け出ているものを除く)があることを知った場合について準用する。

3 前項において準用する前条第四項前段の規定による記載の追加は、民事再生法第七十一條第一項の規定による再生計画案について決議をするための債権者集会を招集する旨の決定又は同法第七十二條第一項の規定による再生計画案を審議する旨の決議に付する旨の決定がされた後は、することができない。

4 機構は、第一項の規定による貯金者表の提出又は第二項において準用する前条第四項前段の

規定による記載の追加をする場合には、民事再生法第九十四条第一項に規定する事項(前条第一項に規定する事項を除く)を裁判所に届け出なければならない。

5 農水産業協同組合の再生手続についての民事再生法第十七条第一項の規定の適用については、同項中「この法律(この法律において準用する他の法律を含む)」とあるのは、「この法律(この法律において準用する他の法律を含む)及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)」とする。(貯金者等の提出の効果)

第十七条 前条第一項の規定により貯金者表が提出されたときは、当該貯金者表に記載されている貯金等債権(貯金者等が当該提出があるまでに民事再生法第九十四条第一項の規定により届け出たものを除く)に対する同法の規定の適用については、再生債権届出期間内に届出があったものとみなす。

2 前条第二項において準用する第十五条第四項前段の規定により貯金等債権に係る記載の追加がされたときは、当該貯金等債権に対する民事再生法の規定の適用については、同法第九十五条第一項の規定による届出の追完があったものとみなす。(貯金者等の参加)

第十八条 前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる貯金等債権(機構が民事再生法第九十六条の規定による届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ)に係る債権者は、自ら再生手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出(以下この条及び次条において「参加の届出」という)は、再生手続が終了するまでの間、することができ、
3 参加の届出があったときは、裁判所は、これ

を機構に通知しなければならない。
4 参加の届出をした貯金者等は、前条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる当該貯金者等に係る貯金等債権の全部をもって、自ら再生手続に参加するものとする。(機構の権限)

第十九条 機構は、第十七条の規定により届出又は届出の追完があったものとみなされる貯金等債権に係る債権者(参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という)のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権(以下この節において「機構代理債権」という)をもって、再生手続に属する一切の行為(民事再生法第一百一条第四項に規定する特別調査期間(第二十二條において「特別調査期間」という)内に機構が異議を述べた機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定又は訴訟に関する行為を除く)をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る再生債権の確定に関する査定の申立てを取り下げ、若しくは機構代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟(平成八年法律第九号)第三十二條第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授權がなければならない。

(機構の義務)
第二十条 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならぬ。
2 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならぬ。(届出に係る事項の変更)

第二十一条 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。
2 第十六条第三項の規定は、前項の変更について準用する。

3 第一項の規定による変更は、民事再生法の規定の適用については、この章に別段の定めがある場合を除き、同法第九十五条第五項の規定による変更とみなす。(特別調査期間に関する費用負担の特例)
第二十二條 機構代理債権に係る特別調査期間に関する費用は、民事再生法第一百三條第二項の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第一百三十三條の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。(異議の通知)

第二十三条 再生債権の調査において、機構代理債権の内容について再生債務者等が認めず、又は届出再生債権者(民事再生法第一百二條第一項に規定する届出再生債権者をいう)が異議を述べた場合(次項に規定する場合を除く)には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

第二十五条 機構が第十六条第一項の規定により貯金者表を提出する前における民事再生法第九十八条第一項の規定の適用については、同項中「再生債権者をもって」とあるのは、「再生債権者(農水産業協同組合貯金保険機構を含む)」をもってとする。

2 機構が民事再生法第一百八条第二項に規定する債権者委員会を構成する者である場合には、第二十條の規定を準用する。この場合において、同条中「機構代理貯金者」とあるのは、「貯金者等」と読み替えるものとする。(機構による議決権の行使)
第二十六條 機構は、民事再生法第七十一条第一項(同法第八十七條第二項において準用する場合を含む)又は第二百一条第二項の債権者集会において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、当該債権者集会の第一期日の二週間前までに、賛成しようとする再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

2 機構は、民事再生法第七十二条第一項(同法第八十七條第二項において準用する場合を含む)の書面による決議において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとするときは、同法第七十二条第二項に規定する回答期間の末日の二週間前までに、同意しようとする再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

3 機構は、機構代理貯金者のために民事再生法第二百一条第一項又は第二百六条第一項の規定により再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の手続を経ないことについての同意をしようとするときは、その二週間前までに、当該再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。(機構がする公告及び通知)
第二十七條 第十五条第二項及び前条の規定による公告については、民事再生法第十條第一項及び第二項の規定を準用する。

2 再生債権の調査において、機構が機構代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。
(債権者集会の期日の呼出しの特例)
第二十四條 裁判所は、農水産業協同組合の再生手続における債権者集会の期日には、再生債権届出期間の満了前においても、機構を呼び出さなければならない。
(債権者委員会)

2 再生債権の調査において、機構が機構代理債権の内容について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

2 第二十三條第一項及び前條の規定による通知は、書類を通常の取扱にによる郵便に付してすることができる。

3 前項の規定により書類を通常の取扱にによる郵便に付して送達した場合においては、その郵便物が通常到達すべきであった時に、通知があったものとみなす。

(貯金等の払戻しの許可)

第二十八條 再生手続開始の決定があった農水産業協同組合に対し農水産業協同組合貯金保険法第百十一條第一項の規定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、民事再生法第八十五條第一項の規定にかかわらず、裁判所は、再生債務者等の申立てにより、農水産業協同組合貯金保険法第百十一條第一項の貯金等の払戻しを許可することができる。

2 裁判所は、前項の許可と同時に、払戻しを行う貯金等の種別、払戻しの限度額及び払戻しをする期間を定めなければならない。この場合において、当該期間の末日は、再生債権届出期間の末日より前の日でなければならないものとする。

3 裁判所は、前項の規定による定めをするときは、あらかじめ、機構の意見を聴かなければならない。

第三章 農水産業協同組合の破産手続の特例

例

第一節 監督庁による破産の申立て等（破産の申立て）

第二十九條 監督庁は、農水産業協同組合に破産の原因となる事実があるときは、裁判所に対し、破産の申立てをすることができる。

2 第六條第二項の規定は、農水産業大臣及び内閣総理大臣が前項の規定によりする農水産業協同組合の破産の申立てについて準用する。

3 第一項の規定により監督庁が破産の申立てをするときは、破産法第百三十八條の規定は、適用しない。

4 第一項の規定により監督庁が破産の申立てをする

する場合においては、破産法第百四十條前段の規定にかかわらず、破産手続の費用として裁判所が相当と認める金額を予納しなければならない。

(監督庁への通知等)

第三十條 農水産業協同組合について破産の申立てがあった場合（前条第一項の規定により監督庁が破産の申立てをした場合を除く。次項において同じ。）には、裁判所は、監督庁にその旨を通知しなければならない。

2 監督庁は、農水産業協同組合について破産の申立てがあった場合において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

(保全処分の申立て等)

第三十一條 農水産業協同組合について破産の申立てがあった場合には、監督庁は、破産法第百五十五條第一項に規定する申立てをすることができる。

2 前項に規定する場合には、監督庁は、破産法第百五十五條前段の規定にかかわらず、同法第百五十五條第一項又は第二項の規定による裁判に対して、即時抗告をすることができる。

3 前項の即時抗告は、執行停止の効力を有しない。

4 前三項の規定は、農水産業協同組合について強制と議取消しの申立てがあった場合について準用する。この場合において、第一項中「第百五十五條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、第二項中「第百五十五條第一項又は第二項」とあるのは「第百三十七條第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(責任制限手続の中止命令の申立て)

第三十二條 農水産業協同組合である漁業協同組合について破産の申立てがあった場合には、監督庁は、破産法第百五十五條ノ二第一項に規定する申立てをすることができる。

2 前項の規定は、農水産業協同組合である漁業協同組合について強制と議取消しの申立てがあった場合について準用する。この場合において、同項中「第百五十五條ノ二第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と読み替えるものとする。

第三十三條 監督庁は、第二十九條第一項の規定による破産の申立てを棄却する決定に対して、即時抗告をすることができる。

第二節 農水産業協同組合貯金保険機構の権限

(債権届出の期間についての機構の意見の聴取)
第三十四條 裁判所は、農水産業協同組合について破産の宣告をしようとするときは、あらかじめ、破産法第百四十二條第一項の規定により定める同項第一号の債権届出の期間について、機構の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、農水産業協同組合について強制と議取消しの決定をしようとする場合について準用する。この場合において、同項中「第百四十二條第一項」とあるのは「第百三十七條第一項」と読み替えるものとする。

(破産の宣告等に関する送達の特例)
第三十五條 農水産業協同組合について破産の宣告をしたときは、債権者である貯金者等に対しては、破産法第百四十三條第二項の規定による送達は、することを要しない。

2 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、破産法第百四十三條第一項各号に掲げる事項を記載した書面を送達しなければならない。

3 農水産業協同組合の破産手続において、第三十七條第一項の規定による貯金者表の提出があるまでに、破産法第百四十三條第一項第二号から第四号までに掲げる事項に変更を生じた場合又は破産取消しの決定が確定した場合において

は、債権者である貯金者等であつて同法第二百二十八條第一項の規定による届出をしていないものに対しては、同法第百四十三條第三項又は第百五十六條第二項において準用する同法第百四十三條第二項の規定による送達は、することを要しない。

4 前項の場合には、裁判所は、機構に対して、破産法第百四十三條第一項第二号から第四号までに掲げる事項について生じた変更の内容又は破産取消しの決定の本文を記載した書面を送達しなければならない。

5 前各項の規定は、農水産業協同組合についての強制と議取消しについて準用する。この場合において、第一項中「第百四十三條第二項」とあるのは「第百三十七條第一項」と、第二項中「第百四十三條第一項各号」とあるのは「第百三十七條第一項各号」と、第三項中「第百四十三條第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第百三十七條第一項において準用する同法第百四十三條第一項各号」と、第四項中「第百四十三條第一項第二号から第四号まで」とあるのは「第百三十七條第一項において準用する同法第百四十三條第一項各号」と読み替えるものとする。

(貯金者表の作成等)
第三十六條 機構は、前条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による送達を受けたときは、遅滞なく、知れている貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について次に掲げる事項を記載した貯金者表を作成しなければならない。

一 貯金者等の氏名及び住所

二 貯金等債権の額及び原因

三 貯金等債権が破産法第四十六條第一号に掲げる請求権を含むときは、その旨

2 第十五條第二項から第五項までの規定は、機構が前項の規定により貯金者表を作成した場合について準用する。この場合において、同条第二項中「民事再生法第三十四條の規定により裁判所が定めたる再生債権の届出をすべき期間（以下この節において「再生債権届出期間」という。）とあるのは「破産法第四十二條第一項（同法第三百三十七條第一項において準用する場合を含む。）の規定により裁判所が定めたる同法第四十二條第一項第一号の債権届出の期間（以下「破産債権届出期間」という。）と、同条第三項中「再生債権届出期間」とあるのは「破産債権届出期間」と、同条第四項中「第一項に規定する」とあるのは「第三十六條第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

（貯金者表の提出等）
第三十七條 機構は、破産債権届出期間の末日に、前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出しなければならない。

2 前条第二項において準用する第十五條第四項前段の規定は、機構が、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権（機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が破産法の規定により裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知った場合について準用する。この場合において、同項中「第一項に規定する」とあるのは、「第三十六條第一項各号に掲げる」と読み替えるものとする。

3 破産法第二百二十八條第三項の規定は、第一項の規定による貯金者表の提出及び前項において準用する第十五條第四項前段の規定による記載の追加について準用する。

4 貯金者表及び前項において準用する破産法第二百二十八條第三項の規定による届出に関する書類は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

（貯金者表の提出の効果）

第三十八條 前条第一項の規定により貯金者表が提出されたときは、当該貯金者表に記載されている貯金等債権（貯金者等が当該提出があるまでに破産法第二百二十八條第一項の規定により届け出たものを除く。）に対する同法の規定の適用については、破産債権届出期間内に届出があったものとみなす。

2 前条第二項において準用する第十五條第四項前段の規定により貯金等債権に係る記載の追加がされたときは、当該貯金等債権に対する破産法の規定の適用については、破産債権届出期間後に届出があったものとみなす。

（貯金者等の参加）

第三十九條 前条の規定により届出があったものとみなされる貯金等債権（機構が届出名義の変更を受けたものを除く。以下この条及び次条において同じ。）に係る債権者は、自ら破産手続に参加しようとするときは、その旨を裁判所に届け出なければならない。ただし、債権の確定に関する訴訟に関する行為については、この限りでない。

2 前項の規定による届出（以下この条及び次条において「参加の届出」という。）は、破産手続が終了するまでの間、することができ、

3 参加の届出があったときは、裁判所は、これを機構に通知しなければならない。

4 参加の届出をした貯金者等は、前条の規定により届出があったものとみなされる当該貯金者等に係る貯金等債権の全部をもって、自ら破産手続に参加するものとする。

（機構の権限）

第四十條 機構は、第三十八條の規定により届出があったものとみなされる貯金等債権に係る債権者（参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。）のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもって、破産手続に属する一切の行為（債権

調査の期日において機構が異議を述べた機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟に関する行為を除く。）をするものとする。ただし、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第三十二條第二項第一号若しくは第二号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授権がなければならない。

（機構の義務）

第四十一條 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前条の行為をしなければならない。

2 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもって前条の行為をしなければならない。

（届出に係る事項の変更）

第四十二條 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えなければならない。

（特別期日の費用負担の特例）

第四十三條 機構代理債権に係る特別期日（破産法第二百三十四條第二項（同法第二百三十五條及び第二百三十六條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する特別期日をいう。以下この条において同じ。）の費用は、同法第二百三十四條第二項後段の規定にかかわらず、機構の負担とする。ただし、機構は、同法第七十九條の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）
第四十四條 債権調査の期日において機構代理債権について異議があった場合（次項に規定する場合を除く。）には、機構は、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

2 債権調査の期日において機構が機構代理債権について異議を述べた場合には、裁判所は、これを当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知しなければならない。

（強制和議のための債権者集会における機構による議決権の行使）
第四十五條 機構は、破産法第二百九十九條第一項に規定する債権者集会において機構代理貯金者のために議決権を行使しようとする場合において、同条第三項に規定する書面の送達を受けたときは、当該書面に記載された強制和議の条件及び監査委員の意見の要領並びに当該強制和議に係る機構の議決権の行使について必要な事項を当該機構代理貯金者に通知するとともに、公告しなければならない。

（機構がする公告及び通知）
第四十六條 第三十六條第二項において準用する第十五條第二項の規定及び前条の規定による公告については、破産法第一百五條の規定を準用する。

2 第四十四條第一項及び前条の規定による通知については、第二十七條第二項及び第三項の規定を準用する。

第四章 雑則
（権限の委任）
第四十七條 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任する。

（事務の区分）
第四十八條 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(農水産業協同組合の再生手続の特例に関する経過措置)

第二条 第二章の規定は、この法律の施行前に農水産業協同組合について再生手続開始の申立てがあった事件については、適用しない。

(農水産業協同組合の破産手続の特例に関する経過措置)

第三条 第三章の規定は、この法律の施行前に農水産業協同組合について破産の申立てがあった事件については、適用しない。ただし、この法律の施行の日以後に当該事件について強制和議取消しの申立てがあったときは、その申立てがあった日以後においては、この限りでない。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正)

第四条 農水産業協同組合貯金保険法の一部を次のように改正する。

第三十四条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)第二章及び第三章の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務

第六十七条第二項中「第九十四条第一項」の下に「又は農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第十一号第一項」を加える。

(農水産業協同組合貯金保険法の一部改正に伴う罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした前条の規定による改正前の農水産業協同組合貯金保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律(平成十二年法律第 号)

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務

理由

農水産業協同組合について、貯金者等の権利の実現を確保しつつ、再生手続及び破産手続の円滑な進行を図るため、監督庁による申立て、農水産業協同組合貯金保険機構による貯金者表の作成等これらの手続の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年五月十二日印刷

平成十二年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局